

2012 年度
調査報告書

中央競技団体現況調査



〔共同研究者〕

早稲田大学スポーツ科学学術院 教授 武藤 泰明
法政大学比較経済研究所 兼任研究員 三浦 一輝

目 次

I . 要 旨	-----	2
II . 調 査 の 概 要	-----	2
III . 調 査 結 果	-----	5
1 競技人口と登録制度に関する調査	-----	5
1-1 登録制度の有無		
1-2 登録競技者数		
1-3 登録競技者数の分布		
1-4 登録方法		
1-5 登録料の徴収と配分		
2 中央競技団体の資格制度	-----	12
2-1 指導者資格制度		
2-2 日本サッカー協会の指導者資格制度		
2-4 審判員資格制度		
2-5 日本ゲートボール連合の審判員資格制度		
3 中央競技団体の役職員に関する調査	-----	17
3-1 役職員および評議員		
4 中央競技団体の収支予算の分析	-----	22
4-1 調査の背景と目的		
4-2 調査対象と調査方法		
4-3 収支予算の分析		
4-4 収入		
4-5 支出		
4-6 収支の状況		
4-7 新公益法人への移行と会計区分		
5 考察	-----	42
付録－調査票	-----	45

I. 要 旨

- 回答した 71 の中央競技団体の 9 割にあたる 64 団体が競技者ないしチームの登録制度を有していた。
- 個人登録者が最も多いのはサッカー（92 万人）で、以下、バスケットボール（61 万人）、ソフトテニス（45 万人）、バレーボール（39 万人）、陸上（31 万人）の順であった。
- 71 団体の役職員の合計は 2,205 人であり、役員数が 1,428 人、役員を除く職員数が 777 人であった。正規職員数は 0 人の団体から 76 人の団体まで幅広く分布していた。
- 団体の予算（収入）は、71 団体の合計で 474 億 7,300 万円であり、1 団体平均 6 億 6,900 万円、中央値は 2 億 5,700 万円であった。
- 団体の予算の収入構成をみると、事業収入と競技者・団体からの収入の割合が高く、補助金・助成金や寄付金の割合は低かった。総収入が多い団体ほど、事業収入の割合が高い傾向がみられた。この結果は前回の調査（2010 年度）と同様であった。

II. 調査の概要

本調査の目的

スポーツ振興の直接の担い手である競技団体（種目団体）を統轄する中央競技団体の現状を把握し、スポーツの効果的な普及および強化の方策を検討する基礎資料とすることを目的とした。

調査対象

（公財）日本オリンピック委員会、（公財）日本体育協会、（特非）日本ワールドゲームズ協会に加盟、準加盟している中央競技団体 91 団体

調査項目

- ①競技人口と登録制度について
登録制度の有無、登録競技者数（性別／個人・チーム）
- ②競技団体の資格制度について
審判員・指導者制度の有無、登録者数
- ③役職員数について
雇用形態別・性別役職員数
- ④収支予算について

調査期間

2012 年 10 月～2013 年 1 月

調査方法

郵送法による質問紙調査

調査協力

(公財) 日本オリンピック委員会、(公財) 日本体育協会、(特非) 日本ワールドゲームズ協会

調査メンバー

武藤 泰明 早稲田大学スポーツ科学学術院 教授

三浦 一輝 法政大学比較経済研究所 兼任研究員

吉田 智彦 笹川スポーツ財団スポーツ政策研究所 研究員

藤原 直幸 笹川スポーツ財団スポーツ政策研究所 研究員

調査対象団体および回答状況

表 1 調査対象団体および回答状況

No.	団体名	団体	予算	No.	団体名	団体	予算
1	(公社)全日本アーチェリー連盟	-	-	23	(一財)全日本剣道連盟	○	○
2	日本アームレスリング連盟	-	-	24	(公財)日本ゴルフ協会	○	○
3	(公財)合気会	○	○	25	(一社)日本サーフィン連盟	-	-
4	(公財)日本アイスホッケー連盟	○	○	26	(公財)日本サッカー協会	○	○
5	(社)日本アマチュアボクシング連盟	-	-	27	(社)日本山岳協会	○	○
6	(社)日本アメリカンフットボール協会	-	-	28	(財)日本自転車競技連盟	○	○
7	(一社)日本ウェイトリフティング協会	○	○	29	(公財)全日本柔道連盟	○	○
8	(社)日本エアロビック連盟	○	○	30	(公社)全日本銃剣道連盟	○	○
9	日本オーケーゴルフ協会	○	-	31	(一財)少林寺拳法連盟	○	○
10	(公社)日本オリエンテーリング協会	○	○	32	(公財)日本水泳連盟	○	○
11	(公社)日本カーリング協会	○	○	33	(特非)日本水上スキー連盟	○	○
12	(公社)日本カヌー連盟	○	○	34	(特非)日本水中スポーツ連盟	○	○
13	(一社)日本カバディ協会	○	○	35	東京スカイダイビングクラブ	-	-
14	(公財)全日本空手道連盟	○	○	36	(公社)日本スカッシュ協会	○	○
15	日本キャスティング協会	-	-	37	(財)全日本スキー連盟	-	○
16	(公財)全日本弓道連盟	○	○	38	(公財)日本スケート連盟	○	○
17	(公社)日本近代五種協会	○	○	39	日本スポーツアクロ体操協会	-	-
18	(一社)全日本空道連盟	○	○	40	(公社)日本スポーツチャンバラ協会	-	○
19	(公社)日本グラウンド・ゴルフ協会	○	○	41	国際スポーツチャンバラ協会	-	-
20	(特非)日本クリケット協会	-	-	42	(財)日本相撲連盟	○	○
21	(社)日本クレイ射撃協会	-	○	43	(公財)日本セーリング連盟	○	○
22	(公財)日本ゲートボール連合	○	○	44	日本セパタクロー協会	○	○

No.	団体名	団体	予算	No.	団体名	団体	予算
45	(公財)日本ソフトテニス連盟	○	○	69	日本ファウストボール協会	-	-
46	(公財)日本ソフトボール協会	○	○	70	(社)日本フェンシング協会	○	○
47	(財)日本体操協会	○	-	71	(公社)日本武術太極拳連盟	○	○
48	(公財)日本卓球協会	○	○	72	(特非)日本フライングディスク協会	○	○
49	(公社)日本ダンススポーツ連盟	○	○	73	(一社)日本ペタンク連盟	-	-
50	(公社)日本チアリーディング協会	○	○	74	(公社)日本ペタンク・ブール協会	○	○
51	日本チェス協会	-	-	75	(公財)全日本ボウリング協会	○	○
52	(社)日本綱引連盟	○	○	76	(公社)日本ボート協会	-	○
53	(公社)全日本テコンドー協会	-	-	77	(社)日本ホッケー協会	○	○
54	(公財)日本テニス協会	○	○	78	(社)日本ボディビル連盟	○	○
55	(公社)日本トライアスロン連合	○	○	79	(一社)日本ボブスレー・リュージュ・ スケルトン連盟	-	-
56	(一社)日本ドラゴンボート協会	○	○	80	日本マウンテンバイク協会	○	-
57	(社)日本トランポリン協会	○	○	81	(特非)日本ミニゴルフスポーツ協会	○	-
58	(財)全日本なぎなた連盟	○	○	82	(一財)日本モーターサイクルスポーツ協会	○	○
59	(公財)全日本軟式野球連盟	○	○	83	(財)日本野球連盟	-	-
60	(一社)日本バイアスロン連盟	○	○	84	(特非)日本ライフセービング協会	○	○
61	(一財)日本バウンドテニス協会	○	○	85	(社)日本ライフル射撃協会	○	○
62	(公社)日本馬術連盟	○	○	86	(財)日本ラグビーフットボール協会	○	○
63	(公財)日本バスケットボール協会	○	○	87	(特非)日本ラケットボール協会	○	○
64	(公財)日本バドミントン協会	○	○	88	日本落下傘スポーツ連盟	○	○
65	(公財)日本バレーボール協会	○	○	89	(公財)日本陸上競技連盟	○	○
66	(社)日本パワーリフティング協会	○	○	90	(財)日本レスリング協会	○	○
67	(財)日本ハンドボール協会	○	○	91	(特非)日本ローラースポーツ連盟	○	○
68	(社)日本ビリヤード協会	○	○	回答・データ入手団体数		71	71

注 1 (公財)：公益財団法人、(公社)：公益社団法人、(一財)：一般財団法人、(一社)：一般社団法人、
(特非)：特定非営利活動法人

注 2 団体の法人格は調査時のもの

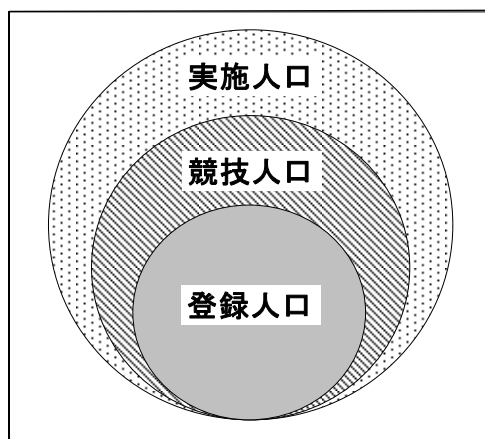
注 3 「団体」は競技人口、資格制度および役職員数の調査に回答した団体。「予算」は収支予算データを入手できた団体。

Ⅲ. 調査結果

1. 競技人口と登録制度に関する調査

スポーツの種目ごとの普及状況を示す概念として「競技人口」がある。しかし、その定義は必ずしも明確ではない。実際に把握ないし推計されているのは、登録人口（登録競技者数）と実施人口である。登録競技者数は、文字どおり各競技団体に登録されている競技者の数であるが、市民スポーツイベントとして行われる各競技の大会など、競技団体が参加者の氏名やその数を把握できていないものも少なくない。これとは別に、たとえば笹川スポーツ財団「スポーツ活動に関する全国調査」のスポーツ実施率の統計に人口を乗じて「スポーツ実施人口」を推計することができるが、この中には、競技者ではない人、たまにそのスポーツを楽しむ人も含まれている。これら「登録人口」「競技人口」「実施人口」の関係を示せば図 1 のようになる。以下では各中央競技団体の回答をもとに、主に登録人口と制度についてみていく。

図 1 登録人口、競技人口、実施人口の関係



1-1 登録制度の有無

競技者の登録制度については、回答を得た 71 団体のうち、個人登録制度「ある」が 61 団体（85.9%）、個人の登録制度はないがチームの登録制度がある団体が 3 団体（4.2%）、個人・チームともに登録制度がある団体（上記 61 団体の内数）が 27 団体（38.0%）、登録制度「ない」が 7 団体（9.9%）であった（表 2）。

表 2 中央競技団体の登録制度の状況（n=71）

登録種別	団体数	%
個人の登録制度のみあり	34	47.9
チームの登録制度のみあり	3	4.2
個人・チームともに登録制度あり	27	38.0
登録制度なし	7	9.9

1-2 登録競技者数

表3に中央競技団体の登録競技者数（またはチーム数）を示した。野球に関しては、本調査で回答を得られていないが、競技人口が多いと考えられるため、少年野球、高校野球、軟式野球、社会人野球、女子野球などの統轄団体の登録チーム数を合計し、参考値として記載した。

個人登録者数についてみると、最も多いのがサッカーの92万7,671人で、以下、バスケットボール（61万5,458人）、ソフトテニス（45万899人）、バレーボール（39万3,569人）、陸上（31万9,354人）などの順となっている。登録チーム数についてみると、最も多いのは、野球の6万6,186チームで、以下、バスケットボール（3万4,016チーム）、サッカー（2万8,286チーム）、バレーボール（2万5,716チーム）などの順となっている。登録競技者数と登録チーム数がともに集計されているバスケットボールでは、1チームあたりの平均登録者数が18.1人と、一般に試合に必要な人数（5人）の3倍以上であった。本調査で個人の登録制度があると回答した61団体のうち、登録競技者数について回答を得た59団体の登録者を合計すると、472万6,643人である。登録者数を性別にみると、多くの種目で男性が女性を上回っているが、バレーボール、体操、エアロビックダンス、ダンススポーツ、バウンドテニス、チアリーディングでは、女性の登録者のほうが多い。

表3 中央競技団体の登録競技者数および登録チーム数（n=71）

団体名	登録者数(人)[チーム数]		
	全体	男	女
(公社)全日本アーチェリー連盟	—	—	—
日本アームレスリング連盟	—	—	—
(公財)合気会	244,813 [2,063]	—	—
(公財)日本アイスホッケー連盟	19,401 [919]	17,835 [836]	1,566 [83]
(社)日本アマチュアボクシング連盟	—	—	—
(社)日本アメリカンフットボール協会	—	—	—
(一社)日本ウェイトリフティング協会	3,869	3,443	426
(社)日本エアロビック連盟	2,420	383	2,037
日本オーケーゴルフ協会	*	*	*
(公社)日本オリエンテーリング協会	1,369	1,063	306
(公社)日本カーリング協会	2,541	1,891	650
(公社)日本カヌー連盟	5,071	3,311	1,760
(一社)日本カバディ協会	141	113	28
(公財)全日本空手道連盟	80,652	—	—
日本キャスティング協会	—	—	—
(公財)全日本弓道連盟	*	*	*
(公社)日本近代五種協会	24	18	6
(一社)全日本空道連盟	200	180	20

団体名	登録者数(人)[チーム数]		
	全体	男	女
(公社)日本グラウンド・ゴルフ協会	190,434	115,303	75,131
(特非)日本クリケット協会	－	－	－
(社)日本クレー射撃協会	－	－	－
(公財)日本ゲートボール連合	162,238	－	－
(一財)全日本剣道連盟	*	*	*
(公財)日本ゴルフ協会	4,775	3,483	1,292
(一社)日本サーフィン連盟	－	－	－
(公財)日本サッカー協会	927,671 [28,286]	888,783 [27,019]※1	38,888 [1,267]
(社)日本山岳協会	645	383	262
(財)日本自転車競技連盟	6,484	6,119	365
(公財)全日本柔道連盟	146,001 [9,830]	116,776	29,225
(公社)全日本銃剣道連盟	40,000	38,000	2,000
(一財)少林寺拳法連盟	[1,182]	－	－
(公財)日本水泳連盟	118,714 [5,769]	－	－
(特非)日本水上スキー連盟	472 [46]	358	114
(特非)日本水中スポーツ連盟	3,100 [72]	1,600	1,500
東京スカイダイビングクラブ	－	－	－
(公社)日本スカッシュ協会	2,084 [219]	－	－
(財)全日本スキー連盟	－	－	－
(公財)日本スケート連盟	9,360	－	－
日本スポーツアクロ体操協会	－	－	－
(公社)日本スポーツチャンバラ協会	－	－	－
国際スポーツチャンバラ協会	－	－	－
(財)日本相撲連盟	*	*	*
(公財)日本セーリング連盟	9,650	－	－
日本セパタクロー協会	393 「31」	261	132
(公財)日本ソフトテニス連盟	450,899 「15,254」	227,568	223,331
(公財)日本ソフトボール協会	[10,679]	[6,040]	[4,639]
(財)日本体操協会	32,195 [3,771]	8,388 [1,346]	23,807 [2,425]
(公財)日本卓球協会	304,620	189,223	115,397
(公社)日本ダンススポーツ連盟	20,853	10,311	10,542
(公社)日本チアリーディング協会	9,440 [413]	217	9,223
日本チェス協会	－	－	－
(社)日本綱引連盟	1,933 [169]	1,496 [133]	437 [36]
(公社)全日本テコンドー協会	－	－	－
(公財)日本テニス協会	*	*	*
(公社)日本トライアスロン連合	20,000	16,000	4,000
(一社)日本ドラゴンボート協会	1,500 [50]	1,350 [45]	150 [5]
(社)日本トランポリン協会	－	－	－
(財)全日本なぎなた連盟	－	－	－

団体名	登録者数(人)[チーム数]		
	全体	男	女
(公財)全日本軟式野球連盟	[56,940]	－	－
(一社)日本バイアスロン連盟	337 [22]	330 [21]	7 [1]
(一財)日本バウンドテニス協会	18,500	5,900	12,600
(公社)日本馬術連盟	5,449 [647]	2,884	2,565
(公財)日本バスケットボール協会	615,458 [24,016]	338,628 [17,419]	276,830 [16,597]
(公財)日本バドミントン協会	245,612	－	－
(公財)日本バレーボール協会	375,253 [25,716]	120,217 [8,408]	255,036 [17,308]
(社)日本パワーリフティング協会	2,412 [207]	2,181	231
(財)日本ハンドボール協会	92,670 [4,787]	62,116 [2,874]	30,554 [1,913]
(社)日本ビリヤード協会	6,500	5,000	1,500
日本ファウストボール協会	－	－	－
(社)日本フェンシング協会	5,316	3,598	1,718
(公社)日本武術太極拳連盟	*	*	*
(特非)日本フライングディスク協会	3,193 [138]	2,134 [80]	1,059 [57]
(一社)日本ペタンク連盟	－	－	－
(公社)日本ペタンク・ブール協会	5,075	3,349	1,726
(公財)全日本ボウリング協会	25,000 [80]	20,000	5,000
(公社)日本ボート協会	－	－	－
(社)日本ホッケー協会	10,391 [559]	5,196 [317]	5,195 [242]
(社)日本ボディビル連盟	3,483	3,160	323
(一社)日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟	－	－	－
日本マウンテンバイク協会	960	908	52
(特非)日本ミニゴルフスポーツ協会	302	182	120
(一財)日本モーターサイクルスポーツ協会	17,657 [378]	13,950	3,707
(財)日本野球連盟	－	－	－
(特非)日本ライフセービング協会	3,856 [128]	－	－
(社)日本ライフル射撃協会	6,842	5,438	1,404
(財)日本ラグビーフットボール協会	109,887 [3,200]	104,235 [3,168]	5,652 [32]
(特非)日本ラケットボール協会	293	165	128
日本落下傘スポーツ連盟	*	*	*
(公財)日本陸上競技連盟	319,354	212,672	106,682
(財)日本レスリング協会	10,200	8,800	1,400
(特非)日本ローラースポーツ連盟	427	266	161
(参考)野球 ^{※2}	[65,803]	－	－
(参考)フットサル【(公財)日本サッカー協会】	124,436	112,469	11,967
(参考)ソフトバレー【(公財)日本バレーボール協会】	18,314	－	－

* 登録制度なし

－ 回答なし

※1 男子チームには男女混合チーム含む。

※2 野球は以下の統轄団体の登録チーム数の合計。

日本野球連盟、全日本大学野球連盟、日本高等学校野球連盟

日本リトルシニア中学硬式野球協会、日本少年野球連盟、全日本少年硬式野球連盟

日本女子野球協会、全国高等学校女子硬式野球連盟、全日本軟式野球連盟

日本ポニーベースボール協会、全日本大学軟式野球連盟、日本体育協会

全日本大学準硬式野球連盟、全国専門学校野球連盟、日本中学校体育連盟

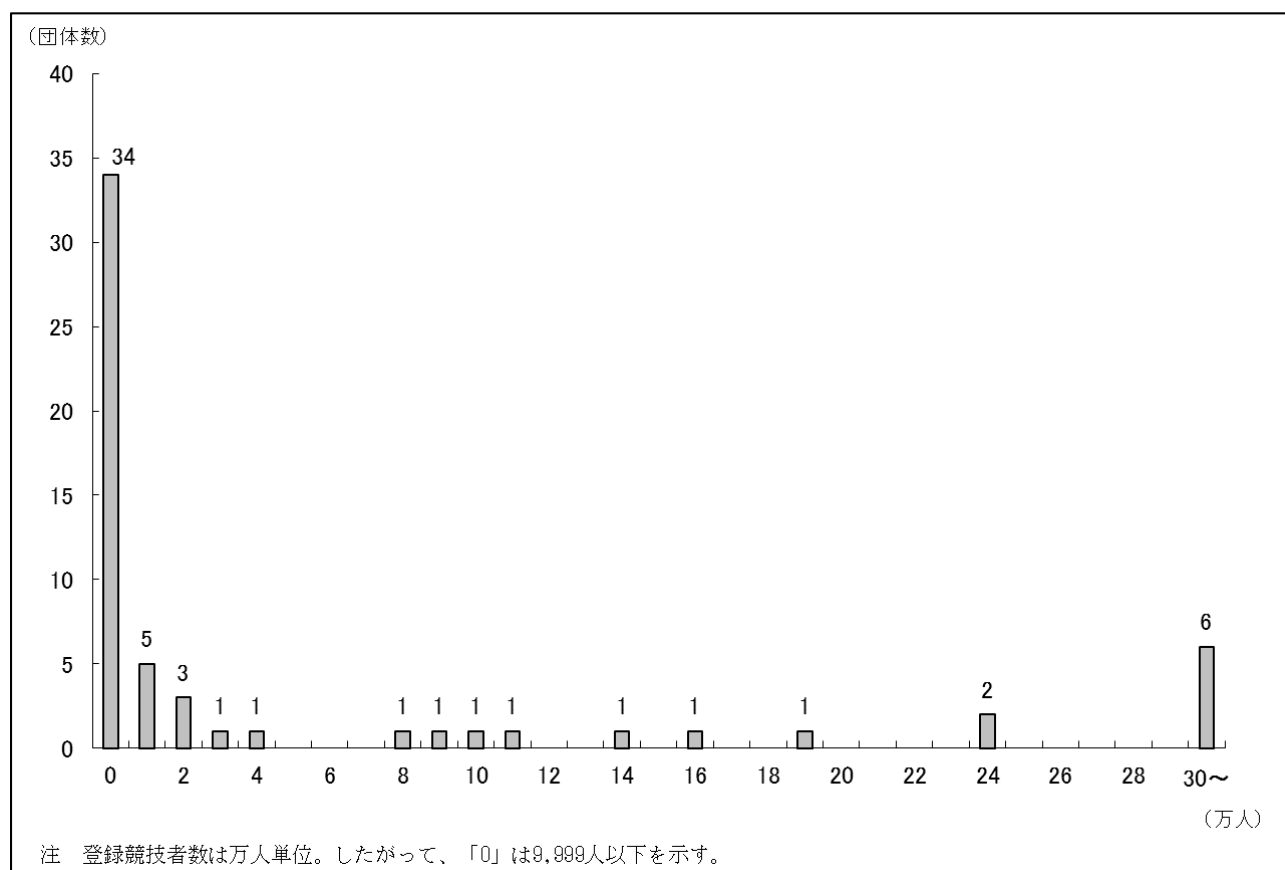
全日本還暦野球連盟、全日本女子軟式野球連盟、全日本大学女子野球連盟

1-3 登録競技者数の分布

個人登録制度のある 61 団体のうち、登録競技者数を把握しているのは 59 団体であった。この 59 団体を対象として登録競技者数の分布をみた(図 2)。

登録競技者数の平均は 1 団体あたり 8 万 113 人であるが、最小 24 人から最大約 93 万人までとかなり大きな差があった。中央値は 6,500 人、第 1 四分位は 2,248 人、第 3 四分位は 6 万 326 人であった。また 1 万人単位での最頻値は 1 万人未満 (34 団体) であり、本調査で登録競技者数の回答が得られた 59 団体の過半数を占めた。さらにそのうち、1,000 人未満が 11 団体、1,000 人以上 5,000 人未満が 13 団体と、登録競技者数が 5,000 人に満たない規模の団体 (24 団体) が全体の約 4 割 (40.7%) を占めている。

図 2 中央競技団体の登録競技者数の分布



1-4 登録方法

本調査で個人もしくはチームの登録制度が「ある」と回答した 64 団体のうち、24 団体（37.5%）がインターネットを利用した登録管理システムを導入している。これらの登録管理システムは、登録手続きの合理化を目的に、各中央競技団体のウェブサイト内もしくは専用サイトでの運用や、イベントなどのエントリー受付総合サイトへの委託が採用されている。そのほか、インターネットを利用した登録管理システムを導入していない団体（40 団体）においても、登録フォームがウェブサイトからダウンロードできる形式もあり、登録申請の簡素化が進められている。

1-5 登録料の徴収と配分

登録料については 64 団体のうち、61 団体（95.3%）が徴収しており、そのうち、個人登録料のみの徴収が 34 団体（53.1%）、チーム登録料のみが 4 団体（6.3%）、個人とチームとも登録料を徴収しているのが 23 団体（35.9%）であった。また、登録制度はあるものの、登録料を徴収していない団体が 3 団体あった（表 4）。

表 4 登録料の徴収種別

登録料種別	団体数	%
個人登録料	34	53.1
チーム登録料	4	6.3
個人・チーム登録料	23	35.9
登録料なし	3	4.7

登録料を徴収している 61 団体のうち、納入された登録料の使途や配分をあらかじめ取り決めている団体は 39 団体（63.9%）であった（表 5）。これらの団体では、登録料に関する規程や理事会での決議などにより、定められた額もしくは割合を中央競技団体や都道府県協会の事業費および管理運営費へ充当することとしている。

表 5 登録料の使途と配分に関する取り決めの有無

使途および配分の取り決め	団体数	%
ある	39	63.9
なし	21	34.4
未回答	1	1.6

登録料は、その徴収主体が中央競技団体か都道府県協会により、配分の方法や割合が異なり、それぞれの団体により特徴がみられる。登録料を徴収していると回答した 61 団体のうち、中央競技団体による徴収は 29 団体（47.5%）で、都道府県協会による徴収は 28 団体（45.9%）、中央および都道府県協会の両方による徴収は 3 団体（4.9%）

であった（未回答 1 団体）。

中央競技団体が徴収する場合では、「都道府県協会に配分する」団体と「都道府県協会に配分しない」団体が、それぞれ 15 団体、14 団体とほぼ同数であった。前者は主に前述した取り決めなどに基づき、一定額を中央競技団体の事業費や管理運営費として受け取り、その他を都道府県協会やブロック協会などの加盟団体の運営補助費として配分している。例えば、（公財）日本バレーボール協会（JVA）では、登録競技者の登録料のうち 60%が JVA の運営原資となり、40%が全国連盟と都道府県協会へ配賦されている。JVA が運営原資として受け取った額の 50%以上 80%以内は公益目的事業、残りは管理費等へ繰り入れられる。

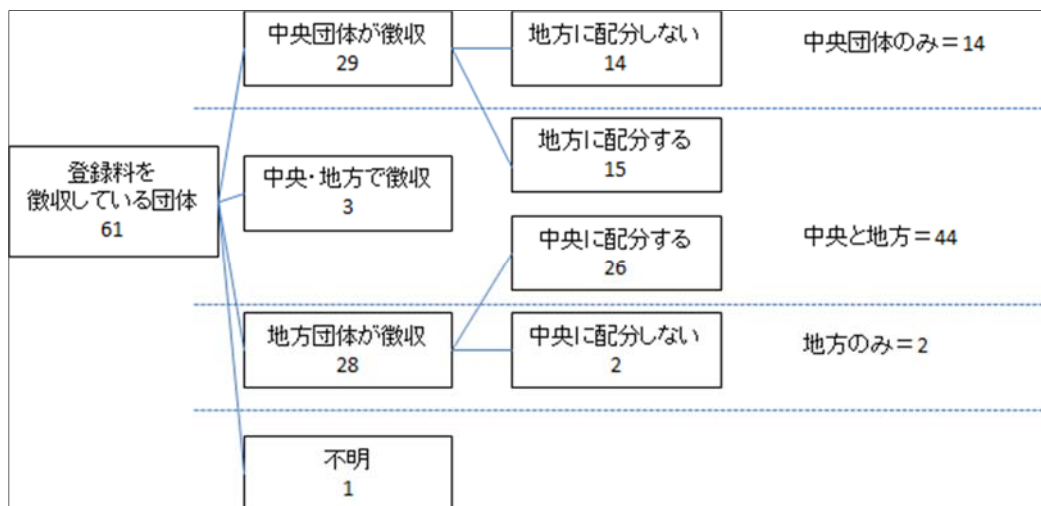
都道府県協会が徴収する場合は、9 割にあたる 26 団体が中央競技団体に配分している。ただし、都道府県協会が徴収した登録料の全てが中央競技団体の運営原資になるわけではなく、登録料の一部が中央競技団体へ納入されたり、中央競技団体が一度全額を預かり、中央競技団体の運営原資分を除いた金額を、等分あるいは登録競技者数に応じて都道府県協会へ再配分されたりと、団体によりその扱いはさまざまである。

（公財）日本サッカー協会（JFA）は、都道府県協会ごとに設定・徴収された登録料を全額受け取り、理事会により定められた割合で JFA と都道府県協会に分配する。都道府県協会によっては、JFA に送付するものとは別に登録料を設定している場合もあり、その登録料は都道府県協会が全額受け取る。

中央競技団体と都道府県協会の両方が登録料を徴収する場合は、それぞれが登録料を設定し受け取った登録料を相互に配分しない団体や、一定の額もしくは割合を配分しあう団体がある。中央と地方の徴収・配分の状況を示せば図 3 のとおりである。

また、上記のどのケースにおいても、インターネットによる登録管理システムを導入している団体では、登録料の一部をその維持費に充てるか、登録料全額を「データバンク料」といった名目で実質的な維持費として徴収している。

図 3 登録料の徴収・配分状況



2. 中央競技団体の資格制度

2-1 指導者資格制度

本調査では新たな調査項目として、中央競技団体の資格制度についてたずねた。ここでいう資格制度とは「指導者資格制度」および「審判員資格制度」の2つである。これまで中央競技団体における指導者および審判員の資格制度について体系的な調査は行われていない。

わが国におけるスポーツの「指導者資格」とは、公益財団法人日本体育協会が認定する「公認スポーツ指導者資格」と中央競技団体が独自に認定する資格の2種に大別できる。このうち、日本体育協会には「スポーツ指導基礎資格」「競技別指導者資格」「フィットネス資格」「メディカル・コンディショニング資格」「マネジメント資格」といった5分類の資格区分と計15種類の資格が存在する（表6）。資格の内容も幅広く、地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、スポーツ指導を行っている者やこれから行う者のための基礎的な資格「スポーツリーダー」、主として青年期以降のすべての人に対し、地域スポーツクラブなどにおいて、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う者のための資格「スポーツプログラマー」、総合型地域スポーツクラブなどにおいて、健全なクラブマネジメントを行う者のための資格「クラブマネジャー」など多岐にわたる。これら資格のなかでも「競技別指導者資格」は、個々の競技を指導する者のための資格であり、中央競技団体の協力のもと、指導対象の年齢や技能レベルなどに対応した6種類（指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチ、教師、上級教師）に分かれ、50を超える競技で指導者が養成されている。日本体育協会の公認スポーツ指導者資格制度では、原則として日本体育協会が実施する「共通科目」と中央競技団体が実施する「専門科目」を受講、それぞれの検定に合格し、登録することで資格が認定される。

2012年10月現在の競技別指導者資格の登録者数を表7に示した。これをみると、サッカーが3万1,404人と最も登録者が多く、次いで水泳の2万260人、バレーボールの1万3,534人、ソフトボールの1万3,106人となっている。

本調査では「日本体育協会の公認指導者資格制度の他に、当該種目の指導者を養成・認定する資格制度はありますか」との質問で回答を求めている。つまり、表6に示したものの以外に中央競技団体が独自に養成・認定する指導者資格制度の存在についてたずねている。

本調査において独自に養成・認定する指導者資格制度が「ある」と回答した中央競技団体は71団体中41団体（57.7%）であり、回答のあった団体の指導者数の合計は約27万人にのぼる。これは、日本体育協会の公認指導者資格制度における指導者数約14万人（2012年10月現在）の2倍近くとなっており、独自の指導者資格が一定の規模を有していることがわかる。ここで、中央競技団体が独自に養成・認定する指導者資格の実態について、一部の団体を例に調べた。

表 6 日本体育協会 公認スポーツ指導者と登録者数

資格区分	資格名	登録者数
スポーツ指導基礎資格	スポーツリーダー	226,999
競技別指導者資格	指導員	99,468
	上級指導員	15,245
	コーチ	13,983
	上級コーチ	4,961
	教師	3,903
	上級教師	1,609
フィットネス資格	スポーツプログラマー	4,858
	フィットネストレーナー	726
	ジュニアスポーツ指導員	5,286
メディカル・コンディショニング資格	アスレティックトレーナー	1,861
	スポーツドクター	5,481
	スポーツ栄養士	92
マネジメント資格	アシスタントマネジャー	4,155
	クラブマネジャー	289

2012年10月現在

日本体育協会資料（2012）より作成

表 7 日本体育協会競技別指導者資格登録者数

競技名	登録者数
サッカー	31,404
水泳	20,260
バレーボール	13,534
ソフトボール	13,106
テニス	5,491
バスケットボール	5,488
スキー	5,331
空手道	3,900
弓道	3,601
卓球	3,408
}	
合 計	139,169

2012年10月現在

日本体育協会資料（2012）より作成

2-2 日本サッカー協会の指導者資格制度

(公財)日本サッカー協会に登録されている指導者は6万7,483人(2012年3月31日現在)を数え、資格はS級コーチからD級コーチまでの5種類である(表8)。このうち、S級コーチとA級コーチは日本体育協会の競技別指導者資格である公認サッカー上級コーチ、B級コーチは公認サッカーコーチ、C級コーチは公認サッカー指導員に該当するため、日本サッカー協会が独自に養成・認定する指導者資格はD級コーチとなり、その指導者数は3万5,215人である。日本サッカー協会の指導者資格制度の特徴は、通常は日本体育協会が実施する共通科目を独自に実施している点である。たとえば、日本体育協会が実施する共通科目と日本サッカー協会が実施する専門科目を受講して公認サッカー指導員(C級コーチ)を取得することと、日本サッカー協会が実施する共通科目・専門科目を受講してC級コーチ(公認サッカー指導員)を取得することの両方が可能となっている(図4)。

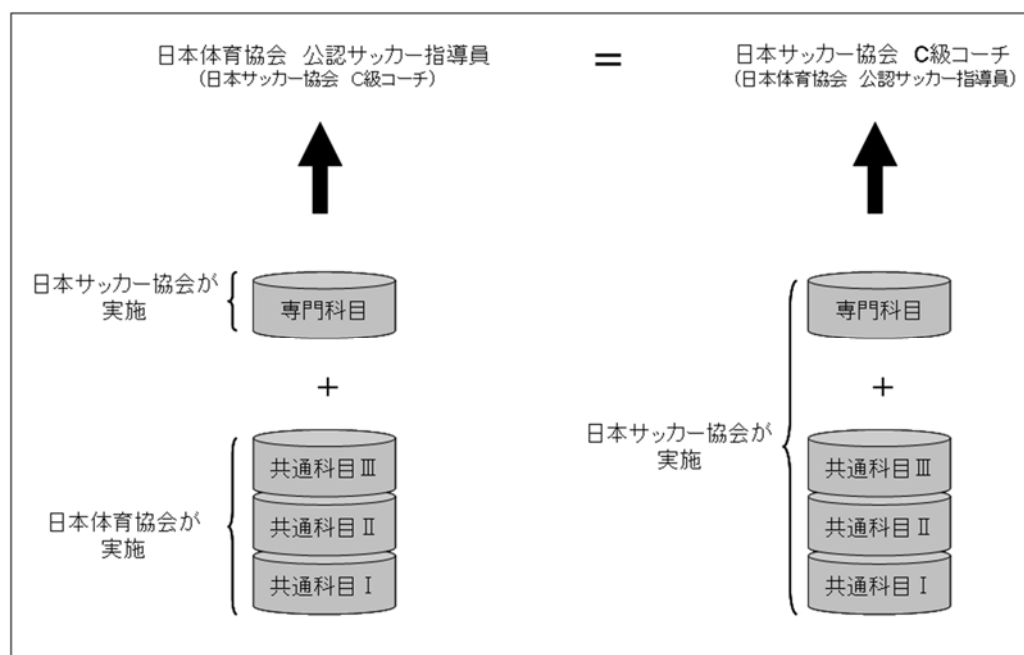
表8 日本サッカー協会の指導者資格区分と登録者数

資格区分	登録者数
S級コーチ	348
A級コーチ	1,120
B級コーチ	3,278
C級コーチ	27,522
D級コーチ	35,215
合 計	67,483

2012年3月現在

日本サッカー協会資料(2012)より作成

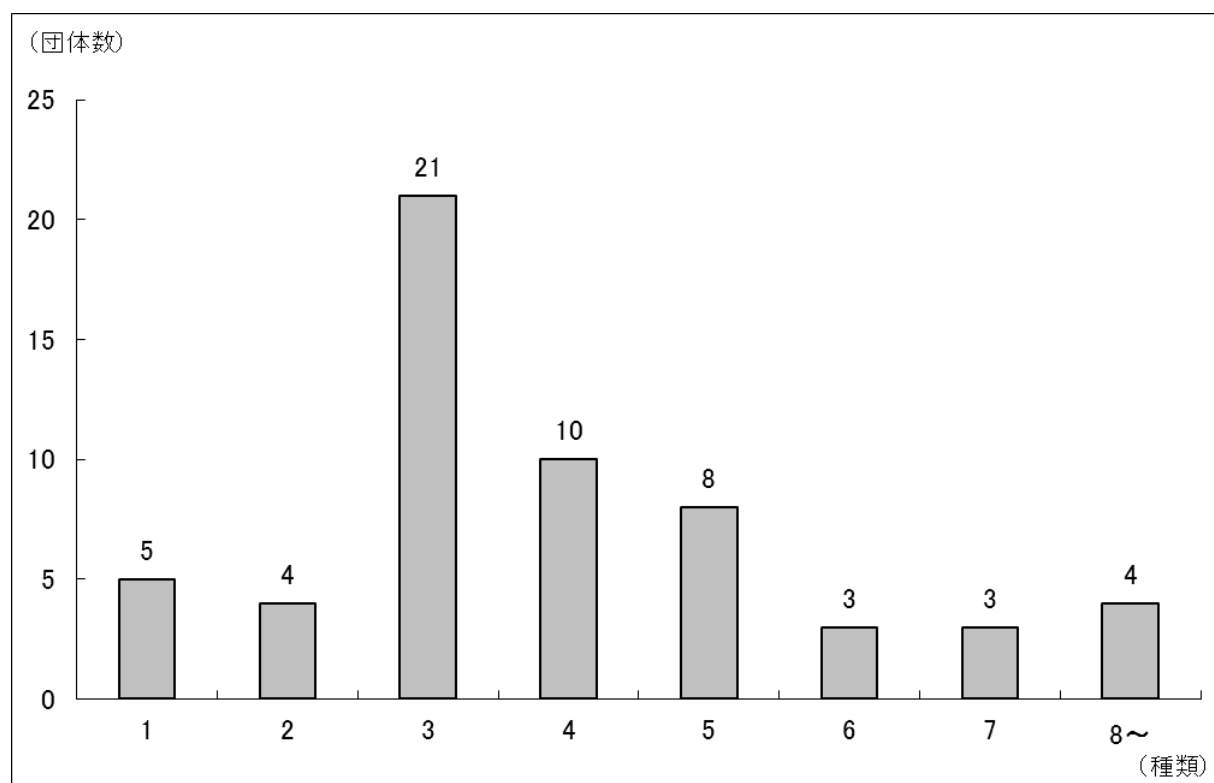
図4 公認サッカー指導員およびC級コーチの取得方法



2-3 審判員資格制度

審判員資格制度については、わが国に国家資格および統轄団体が公認する資格は存在しないため、すべて中央競技団体が独自に養成・認定する資格である。指導者資格制度と同様、審判員を養成・認定する制度について調査したところ、71 団体中 58 団体（81.7%）が「ある」と回答した。審判員資格の種類数をみると、最も多い団体が 15 種類（1 団体）、最も少ない団体が 1 種類（2 団体）であり、審判員資格制度が「ある」と回答した競技団体は、平均で 4.1 種類の審判員資格を有している（図 5）。

図 5 中央競技団体の審判員資格種別数



審判員数をみると、回答のあった団体の審判員数の合計は約 67 万人にのぼる。ただし最も審判員数の多い日本サッカー協会が約 24 万人、2 番目に多い公益財団法人日本ゲートボール連合が約 10 万人とこの 2 団体でおよそ半数を占める（表 9）。

表 9 中央競技団体の審判員資格登録者数

(人)

順位	団体名	審判員数
1	(公財) 日本サッカー協会	244,335
2	(公財) 日本ゲートボール連合	104,589
3	(公財) 日本ソフトテニス連盟	58,308
4	(公財) 日本ソフトボール協会	50,346
5	(公財) 日本陸上競技連盟	36,686
6	(公財) 全日本軟式野球連盟	27,101
7	(公財) 日本バドミントン協会	23,246
8	(公財) 日本バレーボール協会	21,957
9	(公財) 日本卓球協会	16,480
10	(公財) 全日本柔道連盟	16,340

2-4 日本ゲートボール連合の審判員資格制度

(公財) 日本ゲートボール連合に登録されている審判員は 10 万 4,589 人（2012 年 3 月 31 日現在）であり、国際審判員、1 級審判員、2 級審判員、3 級審判員の 4 種類に分かれている。国際審判員は世界ゲートボール連合が主催する世界選手権大会やアジアゲートボール連合が主催するアジア選手権大会の審判を務めることができる。1 級審判員は日本ゲートボール連合主催の全国大会などで「主審」「副審」「記録員」を、2 級審判員は「副審」「記録員」を、3 級審判員は「記録員」を務めることができる。受験資格は、1 級審判員が 2 級資格取得後 2 年以上または競技大会で 10 回以上の審判実務経験のある者、2 級審判員が 3 級資格取得後 1 年以上または競技大会で 5 回以上の審判実務経験のある者、3 級審判員が満 16 歳以上の者となっている。国際審判員は 1 級審判員の資格と同時に取得できる。受験料および登録料は、1 級審判員がそれぞれ 4,000 円と 8,000 円、2 級審判員が 4,000 円と 6,000 円、3 級審判員がいずれも 3,000 円となっている。

3. 中央競技団体の役職員に関する調査

本調査では 2010 年度調査に引き続き、中央競技団体の運営に携わる役職員についての調査を行った。ただし、2010 年度調査では役職員のキャリアについて個人に回答を求めたが、本調査ではこれを実施せず、各団体が回答している。回答のあった団体数は表 1 のとおり 91 団体中 71 である。

3-1 役職員および評議員

1) 全体

団体の役職員および評議員について、「理事（常勤）」「理事（非常勤）」「監事」「評議員」「正規雇用者」「契約／嘱託職員」「出向」「派遣職員」「アルバイト」および「インターン」に分け、その数をたずねた。回答のあった 71 団体の役職員および評議員の合計は 3,681 人であり、このうち「理事（常勤）」「理事（非常勤）」「監事」（3 役職を合わせて以下、役員とする）が 1,428 人、「評議員」が 1,476 人、役員・評議員を除く職員等は 777 人であった（表 10）。

役員の数 は 1 団体あたり 20.1 人であった。このうち、理事についてみると、常勤理事の割合は 9.5% であり非常勤理事が多い。性別では、男性が 92.6%、女性が 7.4% であり、女性役員の割合は 1 割にも満たない。回答のあった団体のうち、22 団体(31.0%) では女性役員が存在せず、女性役員が 2 人以下の団体が全体の 85% を占めている。なお 2010 年調査と比較すると、女性役員が存在しない団体の割合が 44.3% から 31.0% へと減少していた。

評議員の数は、回答のあった 34 団体(財団法人以外の 2 団体を含む)において、1 団体あたり 43.4 人であった。性別にみると、男性 93.5%、女性 6.5% であり、女性評議員の割合は役員と同様に少ない。34 団体のうち、13 団体(38.2%) では女性評議員が存在せず、女性評議員が 2 人以下の団体が全体の 76% を占めている。

役員・評議員を除く職員等の数は、1 団体あたり 10.9 人であるが、1 人もいない団体から、160 人以上が勤務している団体まで、その規模はさまざまである。職員等がない団体(7 団体)では、役員が職員の役割を兼務しているものと推察される。性別にみると、男性が 58.0%、女性が 42.0% であった。役員・評議員と比較すると女性職員等の割合は高いことがわかる。2010 年度調査との比較では大きな変化はみられなかった。

表 10 中央競技団体の雇用形態別役職員数

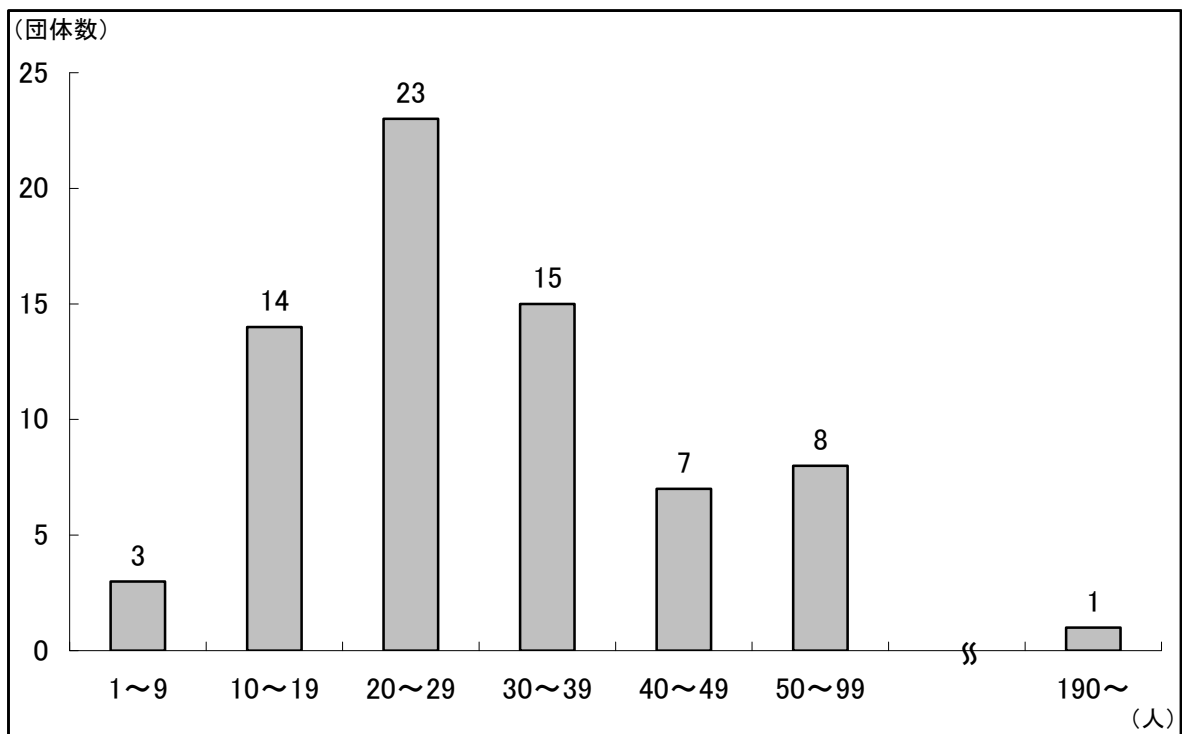
(人)

種 別	男 性	女 性	計
理 事（常 勤）	109	12	121
理 事（非 常 勤）	1,069	84	1,153
監 事	144	10	154
評 議 員	1,380	96	1,476
正 規 雇 用 者	284	188	472
契 約／嘱 託 職 員	103	55	158
出 向	31	4	35
派 遣 職 員	3	42	45
ア ル バ イ ト	27	37	64
イ ン タ ー ン	0	0	0
そ の 他	3	0	3
合 計	3,153	528	3,681

2) 役職員数

役職員の分布は図 6 に示すとおりである。平均は 1 団体あたり 31.1 人であった。役職員が 10 人未満の団体から 190 人を超える団体まで幅広く分布していた。中央値は 23 人、最頻値は 20 人以上 29 人以下（23 団体）であり、全体の 32.4%を占めた。

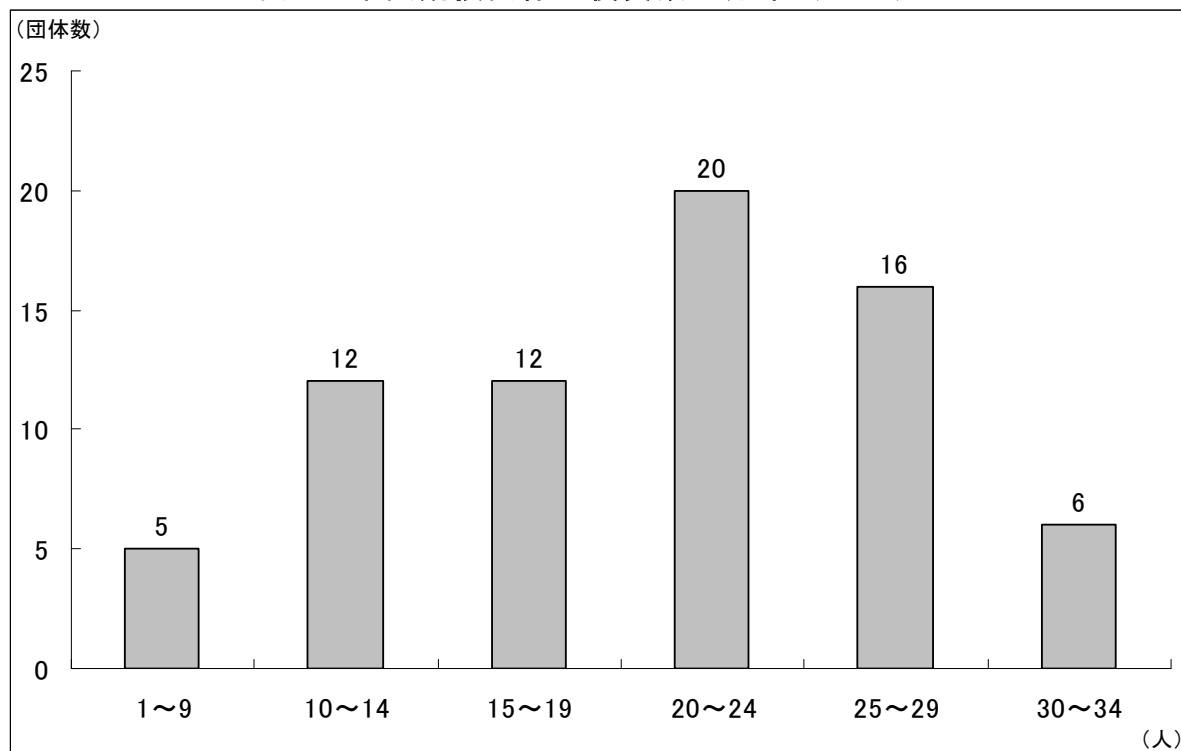
図 6 中央競技団体の役職員数の分布（n=71）



３）役員数

表 10 に示した「理事（常勤）」「理事（非常勤）」「監事」を合わせた役員数の分布は、図 7 に示すとおりである。平均は 1 団体あたり 20.1 人であり、役員数 3 人の団体から 34 人の団体までの幅となっている。中央値は 20 人、最頻値は 20 人以上 24 人以下（20 団体）であり、回答が得られた 71 団体の 28.2% を占めた。

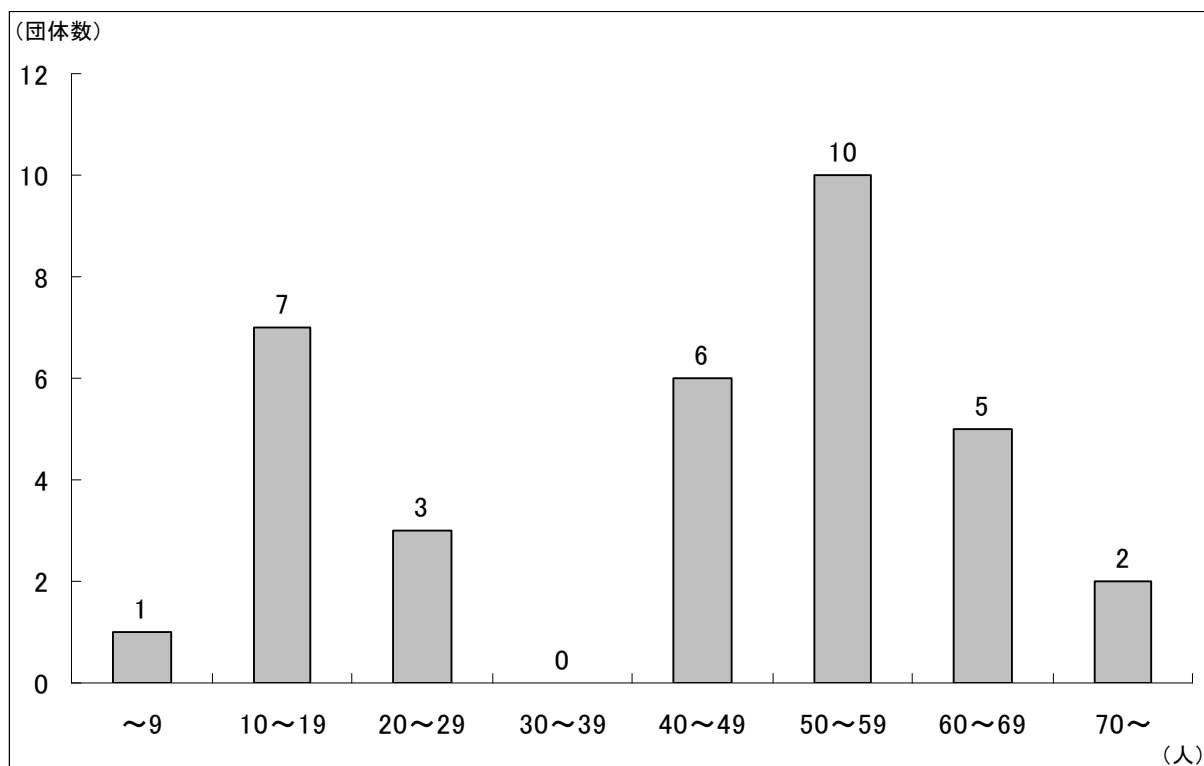
図 7 中央競技団体の役員数の分布（n=71）



4) 評議員数

評議員数の分布は図 8 のとおりである。前述のように、平均は 1 団体あたり 43.4 人であり、9 人の団体から 85 人の団体までの幅となっている。中央値は 49 人であった。また半数の団体において評議員数が 50 人以上である。

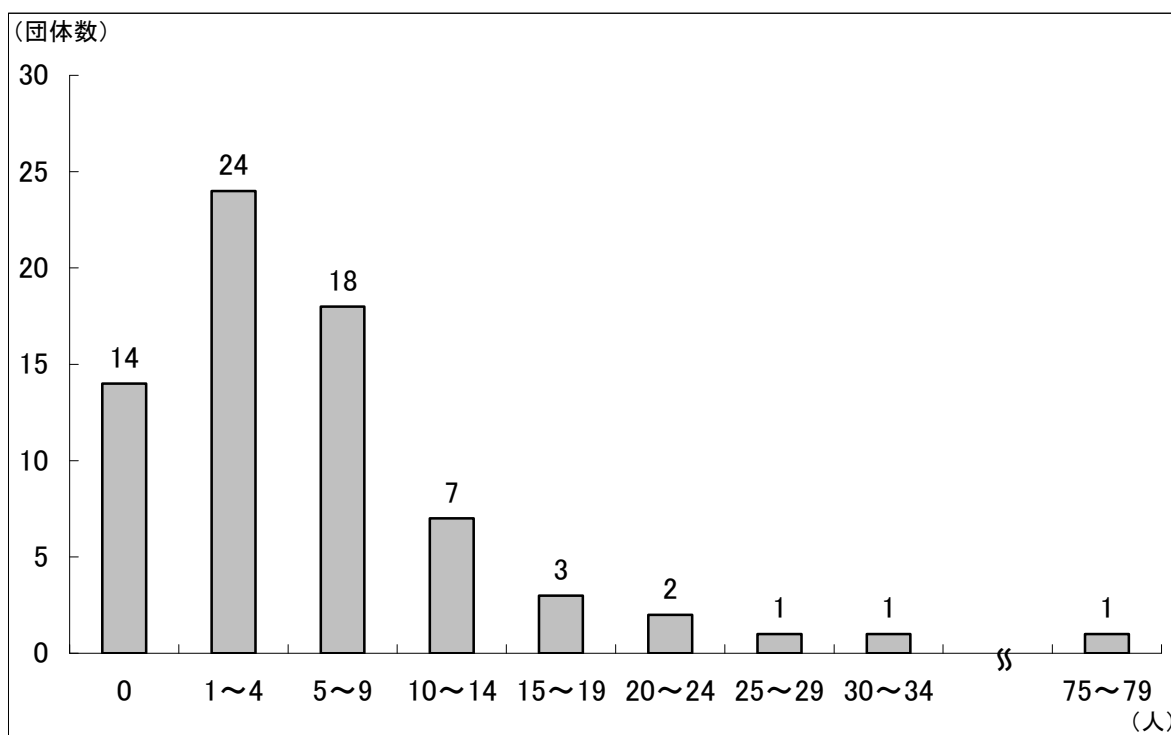
図 8 中央競技団体の評議員数の分布 (n=34)



5) 正規雇用者数

正規雇用者数の分布は図 9 に示したとおりである。平均は 1 団体あたり 6.6 人、正規雇用者が飛び抜けて多い団体（76 人）の除く平均は 5.7 人であった。分布は 0 人から 76 人までと団体によって大きな差がみられた。中央値は 4 人、最頻値は 1 人以上 4 人以下（24 団体）であり、回答が得られた 71 団体の 33.8%を占めた。また、0 人と回答した団体が 14（19.7%）にのぼり、正規雇用者のいない団体はおよそ 2 割である。

図 9 中央競技団体の正規雇用者数の分布（n=71）



4．中央競技団体の収支予算の分析

4-1 調査の背景と目的

中央競技団体とその事業活動にかかわる収入や支出に関する包括的な情報や資料は存在しなかった。もちろん、財団法人（公益財団法人、一般財団法人を含む）、社団法人（公益社団法人、一般社団法人を含む）、あるいは特定非営利活動法人の法人格を有する団体については、適用される根拠法に基づいて、個々に予算や決算の公開がなされてきている。ただし、これらは会計上の開示項目が統一されておらず、一覧性のあるデータとなっていない。また、法人格をもたない任意団体には情報開示義務がないため、予算収支情報へのアクセスが容易ではない。こうした理由から、中央競技団体の財務実態についての理解は十分に進んでいるとは言い難く、調査・研究の必要が残されたままとなってきた。本調査は、2010年度の前回調査に引き続き、中央競技団体の収支予算の分析を質的、定量的におこなうものである。

4-2 調査対象と調査方法

1) 調査対象

前節までの調査と同様に、(公財)日本オリンピック委員会、(公財)日本体育協会、(特非)日本ワールドゲームズ協会のいずれかに加盟または準加盟する 91 団体の予算情報を調査対象とした。

なお、決算ではなく予算を対象としてデータベースを作成することについては次の理由による。第 1 に、決算よりも予算の方が団体の事業活動の方針を捕捉できるためである。決算は時に不測の事態の結果を反映してしまうため、本節の目的を考慮したときには、適当ではないと判断した。第 2 に、予算を用いることは、各競技団体の最新(2012 年度)の財務情報を用いたデータベースの作成と分析をおこなうことが可能となるためである。これらの理由から、最新の収支構造や資金の流れを概観するには決算よりも予算の方が適していると判断した。

2) 調査方法

前述の 91 団体に直近の予算書の提供、あるいはウェブサイトに掲示している場合は該当するページの URL を回答していただいた。回答のなかった団体についても、当該団体のウェブサイト上で 2012 年度の予算情報を公開している場合、その予算情報も分析対象とした。

3) 集計対象団体

予算情報を収集することができた団体数は 71 であり、これらを分析対象とした。71 団体の法人格別内訳は、公益財団法人 21 団体、一般財団法人 4 団体、財団法人 7 団体、公益社団法人 15 団体、一般社団法人 5 団体、社団法人 11 団体、特定非営利活動法人 6 団体、その他 2 団体である。なお、多くの団体の決算日は 3 月 31 日であるが、一部の団体では決算日が異なる。その場合、2012 年 10 月 1 日を含む年度の予算情報を分析対象としている。

4-3 収支予算の分析

1) 収支構造の枠組と集計方法

(1) 収支の構造

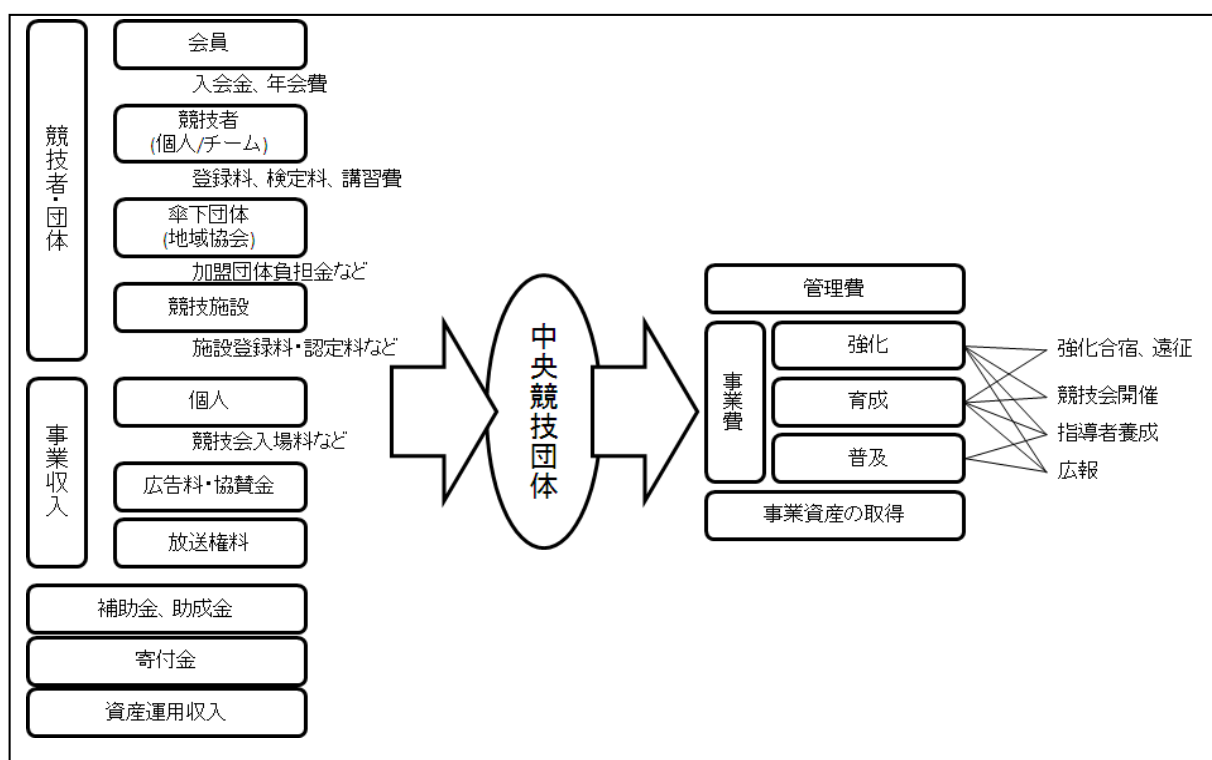
①収入構造

中央競技団体の収入は図 10 のように、「競技者・団体からの収入」「事業収入」「補助金、助成金」「寄付金」「資産運用収入」に大別される。「競技者・団体からの収入」の内訳は年会費、登録料などであり、それぞれの競技で選手、チームあるいは地域組織などとして活動する主体が負担しているものである。これに対して「事業収入」は、競技会観戦者の入場料、協賛金、放送権料などであり、当該団体が提供するサービスに対する取引の対価という性格のものである。

②支出構造

支出は大きく「管理費」と「事業費」および「資産取得支出」にわかれる。「事業費」の細目は団体によりさまざまであった。図 10 では「強化」「育成」「普及」という目的によって類型化しているが、たとえば海外遠征が強化か育成であるのかは当事者の判断による。枠組としては「合宿・遠征」「競技会開催」などのように、外形による区分を採用している団体も多く見られる。

図 10 中央競技団体の収支構造



「中央競技団体现況調査」(2011)

（２）集計方法

本調査における収入、支出の範囲については一般会計だけでなく、特別会計を含めすべての会計区分の合計を対象とした。なお、諸引当金の繰入収入および繰出支出は集計から除外した。減価償却を行っている団体の償却費用および減価償却を行っていない団体の固定資産取得支出は、支出の範囲に含めている。

４－４ 収入

１）収入規模と分布

中央競技団体の収入に関する基本統計量を表 11 に示している。対象とした 71 団体の収入合計は 474 億 7,300 万円、平均値は 6 億 6,900 万円である。ただし、収入の最大値となっている競技団体の年間収入が約 170 億円と突出した規模になっており、平均値を大きく引き上げている（除いた場合の平均値は 4 億 3,600 万円）ため、中央値は 2 億 5,700 万円である。最小値の団体の収入は、約 400 万円である。

表 11 中央競技団体の収入に関する基本統計量

収入合計	474億7,300万円
平均値	6億6,900万円
平均値（最大値の収入を除く）	4億3,600万円
中央値	2億5,700万円
最大値	169億4,500万円
最小値	400万円
団体数	71

図 11 は、収入規模の分布を示している。横軸は収入（金額）の範囲、縦軸は度数である。最頻値は 1 億円未満で、27 団体（38.0%）である。この収入範囲の平均値は、4,100 万円である。8 億円未満までの収入範囲の累積度数をみると、61 団体（85.9%）となっている。11 億円以上 20 億円未満に 6 団体、20 億円以上 31 億円未満に 3 団体が位置している。第 1 四分位は 4,200 万円、中央値は 2 億 5,700 万円、第 3 四分位は 5 億 4,900 万円となっている。中央競技団体の収入の分布は、そのほとんどが 8 億円未満までの収入範囲に位置しており、10 億円を超える団体はごく一部（14.1%）にすぎないことがわかる。

図 11 中央競技団体の収入規模分布

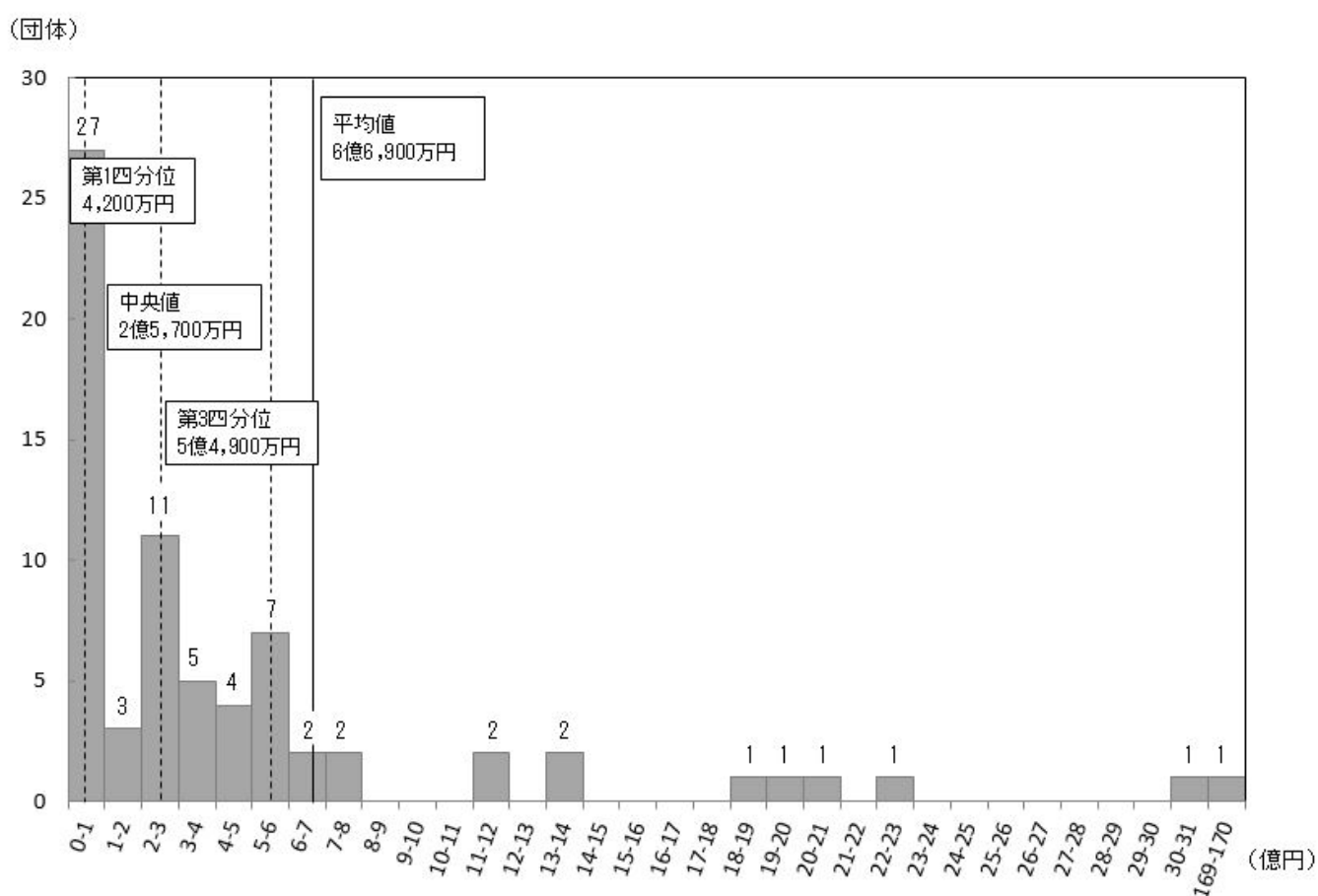


表 12 には、71 の中央競技団体を法人格ごとに 8 つに分類したときの収入規模の平均値および中央値を示している。公益財団法人となっている競技団体はその数が最も多く、平均値は 16 億 8,900 万円、中央値は 5 億 8,700 万円である。ただし、公益財団法人の中には年間収入が最大値の団体が含まれている。最大値を除いた平均値は 8 億 8,100 万円となる。次いで、財団法人、一般財団法人の順で収入の平均が大きい。20 億円以上の収入がある 4 つの競技団体については、3 団体が公益財団法人、1 団体が財団法人に含まれている。公益財団法人は、他の法人格と比較して収入規模が大きく、全体の平均を引き上げていることがわかる。また、財団法人 32 団体中、収入が 1 億円に満たない団体は 3 団体である。

団体数でみたときに、公益社団法人、社団法人は公益財団法人に次ぐ多さであるものの、それぞれの約半数の団体の収入が 1 億円に満たないものとなっている。一般社団法人、特定非営利活動法人や任意団体についても、収入規模は財団法人と比べて小さい。

表 12 法人格別の収入の平均値と中央値

法人格	団体数	平均値	中央値
公益財団法人	21 (29.6%)	16億8,900万円	5億8,700万円
一般財団法人	4 (5.6%)	3億5,000万円	3億2,800万円
財団法人	7 (9.9%)	7億9,000万円	5億5,000万円
公益社団法人	15 (21.1%)	2億300万円	2億円
一般社団法人	5 (7.0%)	4,700万円	900万円
社団法人	11 (15.5%)	1億2,300万円	9,500万円
特定非営利活動法人	6 (8.5%)	6,900万円	3,000万円
任意団体	2 (2.8%)	1,000万円	1,000万円
全団体	71	6億6,900万円	2億5,700万円

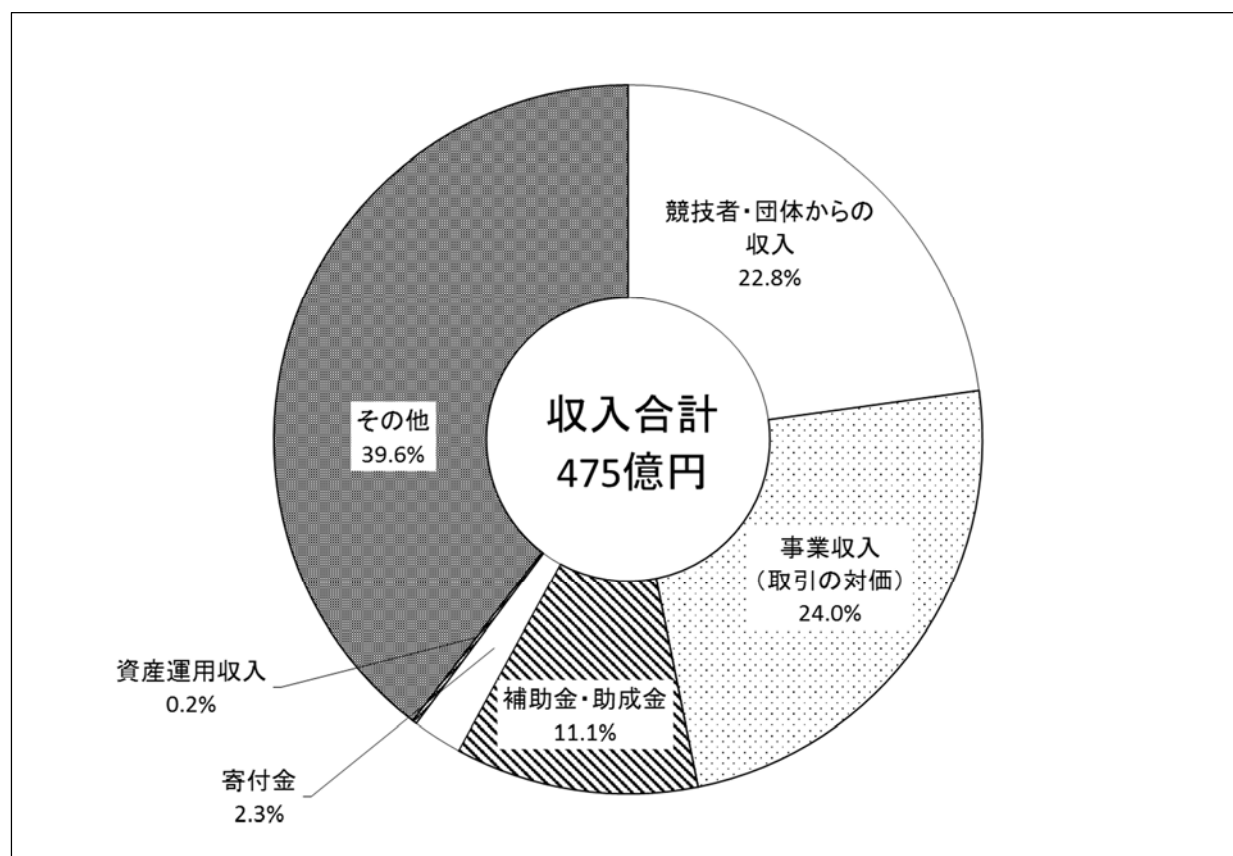
２）収入構成

収入科目は、各団体の事業内容が多様であることを反映して、さまざまな科目が立てられている。また、それらの科目名は団体間で必ずしも共通のものとはなっていない。そこで収入構成の全体的な傾向を示すために、収入科目を「競技者・団体からの収入」「事業収入」「補助金、助成金」「寄付金」「資産運用収入」に分類した。さらに、いずれにも該当しない収入科目を「その他」とした。

収入構成の割合を示した図 12 をみると、「その他」の割合が 39.6% ともっとも高くなっている。これは、各団体の収入科目分類が上記分類に該当しない場合、これを「その他」に含めていることによる。次いで、「事業収入」（24.0%）、「競技者・団体からの収入」（22.8%）の割合が高い。外部の財源である「補助金・助成金」は 11.1%、「寄付金」はさらに低い 2.3% となっている。「資産運用収入」はもっとも収入に占める割合が低く（0.2%）なっており、これは日本の長期間にわたる低金利政策の影響を受けていると言えるだろう。

なお、2010 年度の本調査における収入構成に占める割合は、「競技者・団体からの収入」（22.2%）、「事業収入」（26.0%）、「補助金・助成金」（11.6%）、「寄付金」2.3%、「資産運用収入」（0.3%）、「その他」（37.7%）であった。調査対象団体が一致していないものの、その比率にほぼ変動がないことがわかった。

図 12 中央競技団体の収入構成



総収入と「競技者・団体からの収入」、「事業収入」、「補助金・助成金」、「寄付金」との関係を検討する。図 13 には、総収入と総収入に対する「競技者・団体からの収入」の割合との相関関係を示している。総収入が高いほどに、競技者・団体からの収入割合が低い傾向（負の相関）にあることが観察される（相関係数： -0.497 ）。

図 14 は、総収入と、総収入に対する「事業収入」の割合との関係を示している。総収入が高いほど事業収入の割合が高い傾向（正の相関）がある（相関係数： 0.681 ）^{（注 1）}。ここからは、競技団体の収入の増加は主として「事業収入」の増加によってもたらされ、「事業収入」の増加によって「競技者・団体からの収入」の構成比率が低下すると考えられる。

また、総収入と、総収入に対する「補助金・助成金」と「寄付金」の合計額の割合との関係をみると、相関係数は -0.082 と関連性は極めて低かった^{（注 1）}。これら外部の財源の収入に占める割合は、予算規模にかかわらず、一定水準にとどまっているものと考えられる。

図 13 中央競技団体の「総収入」と「収入に占める競技者・団体からの収入の割合」の関係

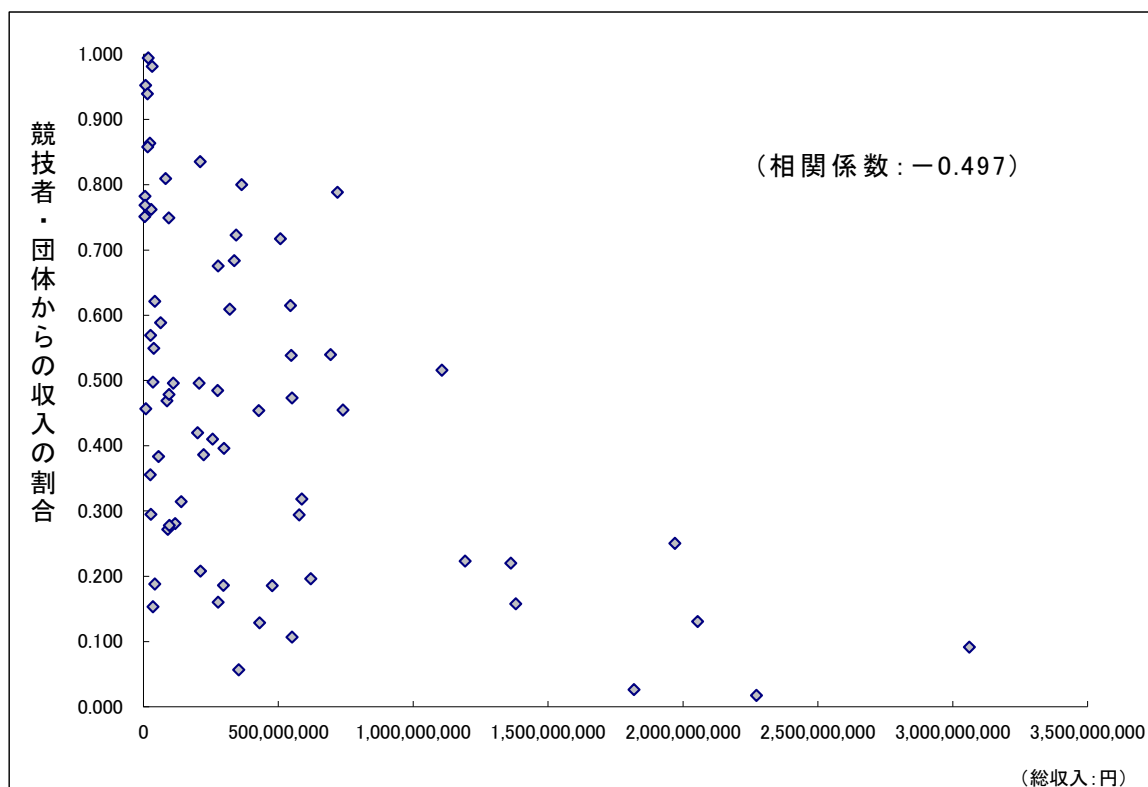
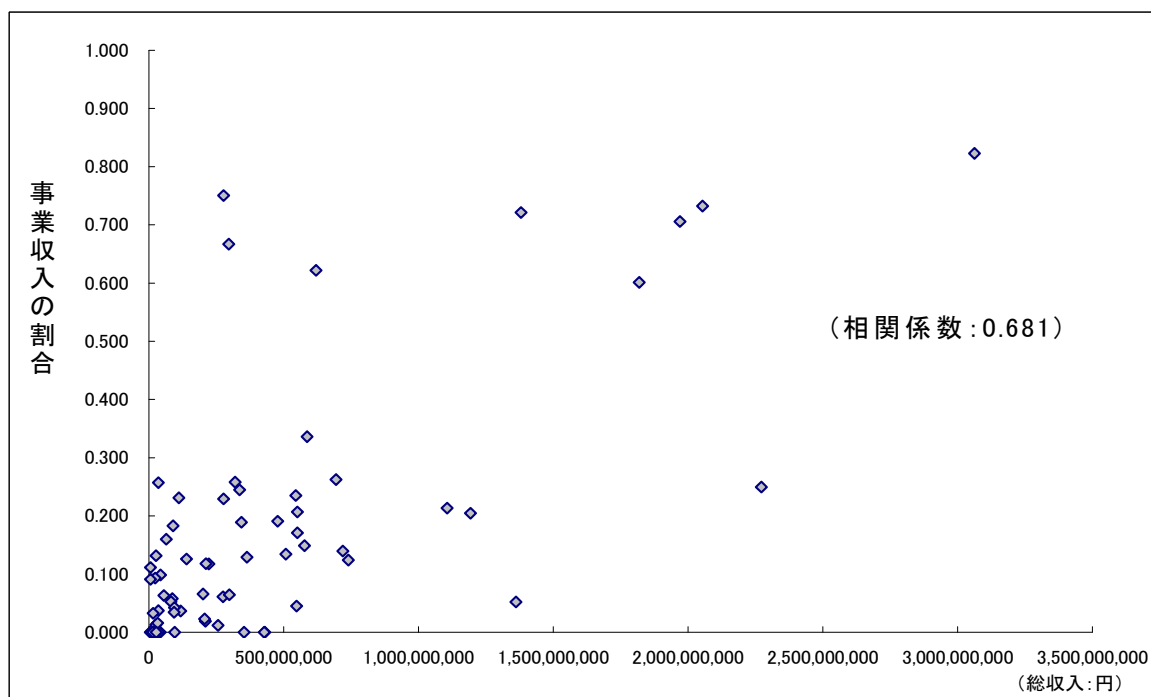


図 14 中央競技団体の「総収入」と「収入に占める事業収入の割合」の関係



4-5 支出

1) 支出規模と分布

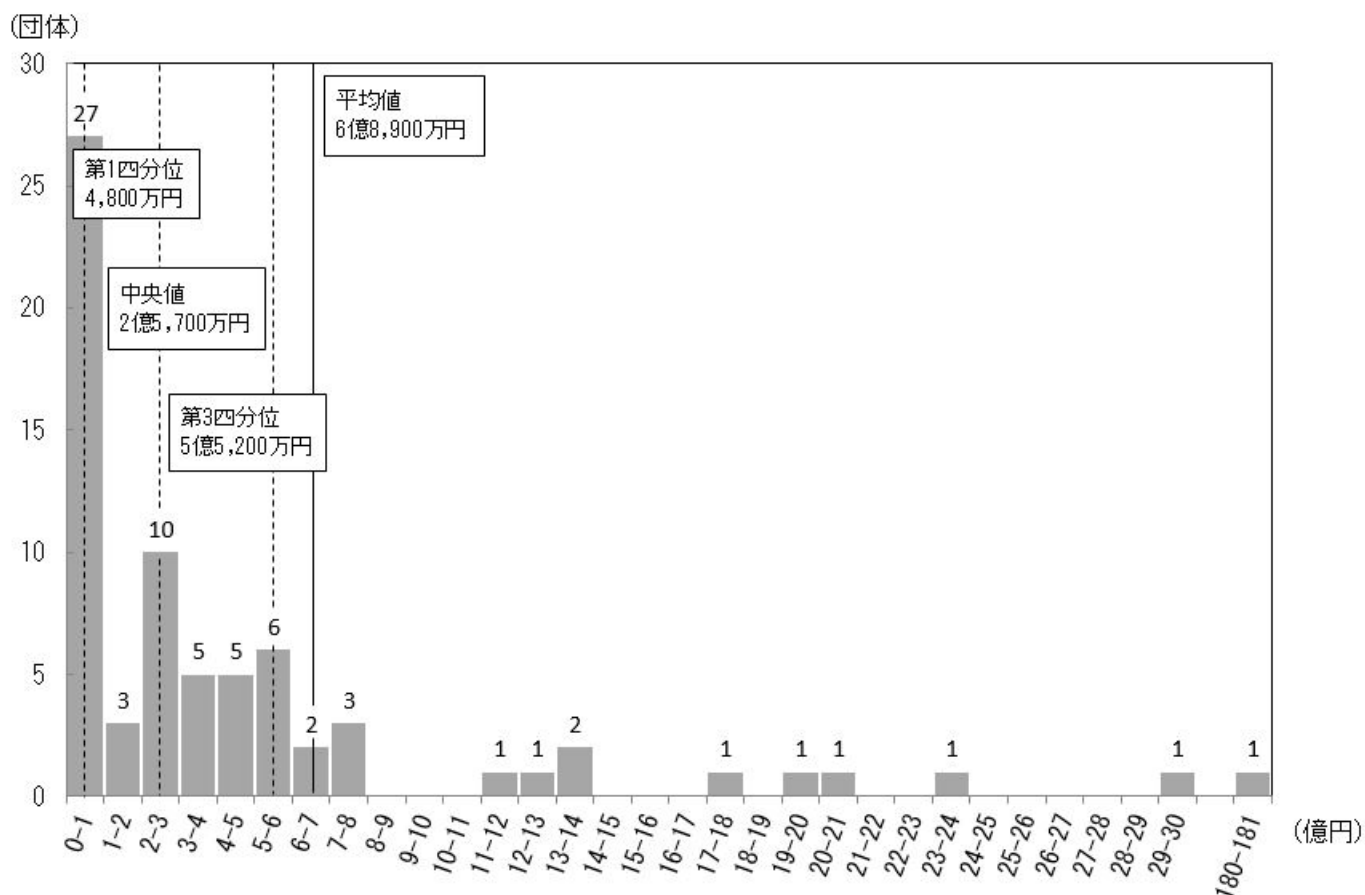
中央競技団体の支出に関する基本統計量を表 13 に示している。支出合計は 489 億 2,800 万円、平均値は 6 億 8,900 万円である。ただし、支出の最大値となっている競技団体の年間収入が約 180 億円と突出した規模になっており、平均値を大きく引き上げている（除いた場合の平均値は 4 億 4,100 万円）ため、中央値は 2 億 5,700 万円である。最小値は、540 万円である。

表 13 中央競技団体の支出に関する基本統計量

支出合計	489億2,800万円
平均値	6億8,900万円
平均値（最大値の収入を除く）	4億4,100万円
中央値	2億5,700万円
最大値	180億3,600万円
最小値	540万円
団体数	71

図 15 は、支出規模の分布を示している。横軸は支出額、縦軸は団体数である。最頻値は 1 億円未満で、27 団体（38.0%）である。この支出範囲の平均値は、4,200 万円である。8 億円未満までの支出範囲の累積度数をみると、61 団体（85.9%）となっている。この傾向は収入と同様である。第 1 四分位は約 4,800 万円、中央値は約 2 億 5,700 万円、第 3 四分位は約 5 億 5,200 万円となっている。

図 15 中央競技団体の支出規模分布



法人格別の支出規模の平均値および中央値を表 14 に示している。公益財団法人となっている競技団体はその数が最も多く、平均値は 17 億 5,600 万円、中央値は 6 億 1,400 万円である。ただし、公益財団法人の中には支出の最大値となっている団体が含まれているため、その団体を除いた平均値は、9 億 4,200 万円となる。つづいて、財団法人、一般財団法人の収入が大きくなっている。収入の場合と同様に、「財団」の法人格をもつ団体の平均的な支出規模が他の法人格の競技団体よりも相対的に大きい傾向にあることが確認できる。

表 14 法人格別の支出の平均値と中央値

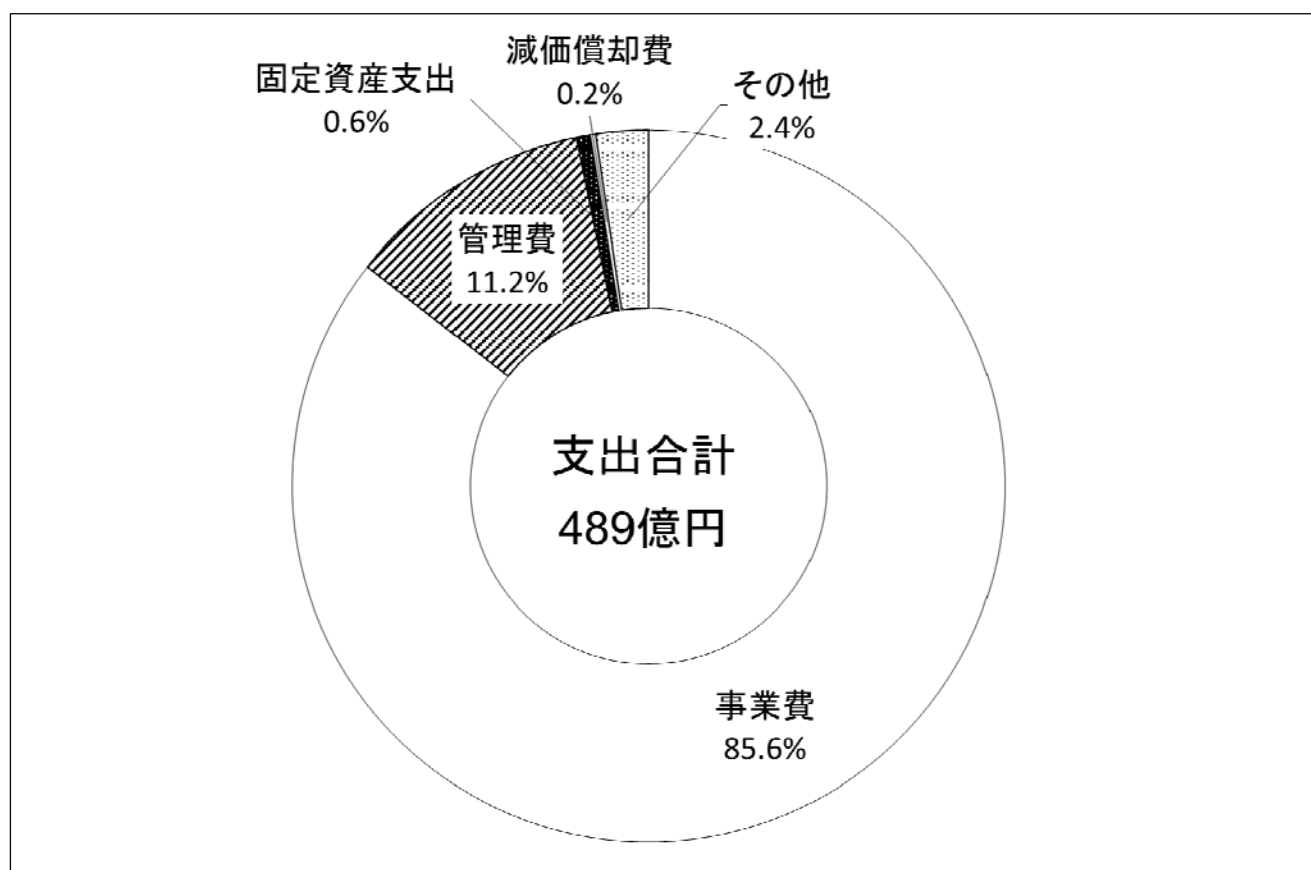
法人格	団体数	平均値	中央値
公益財団法人	21 (29.6%)	17億5,600万円	6億1,400万円
一般財団法人	4 (5.6%)	3億7,400万円	3億3,400万円
財団法人	7 (9.9%)	7億7,800万円	5億38万円
公益社団法人	15 (21.1%)	2億600万円	2億700万円
一般社団法人	5 (7.0%)	4,900万円	1,300万円
社団法人	11 (15.5%)	1億2,100万円	8,900万円
特定非営利活動法人	6 (8.5%)	6,900万円	3,000万円
任意団体	2 (2.8%)	1,300万円	1,300万円
全団体	71	7億円	2億5,700万円

2) 支出構成

支出科目は団体によりさまざまであり共通の科目名になっていないため、事業関連の支出は一括して「事業費」としている。総支出のうち「事業費」は 418 億 6,100 万円、「管理費」は 54 億 8,600 万円で、総支出に占める構成比は、それぞれ 85.6%、11.2%であった（図 16）。

2010 年度調査時に比べて、事業費で 5.3% の増加、管理費で 2.5% の減少がみられる。調査対象団体が一致していないため、単純に比較することは困難だが、公益法人の新たな会計基準において、事業への従事割合に応じて管理費（人件費など）を事業費へ配賦する会計処理が採られていることが一因として考えられる。

図 16 中央競技団体の支出構成



総支出と総支出に対する「事業費」の割合、総支出と総支出に対する「管理費」の割合との相関関係をみると、相関係数はそれぞれ 0.356、－0.353 であった^(注2)。つまり、総支出が多いほど「事業費」の割合が高く、「管理費」の割合が低い傾向にあった。

(注1、注2)

収入科目構成が他と大きく異なる団体、収支とも総額しかわからない団体がそれぞれ 1 団体あり、これについては分析から除外した。

3) 支出規模と役職員数との関係

団体の役職員数に関する調査に回答があり、かつ予算情報を取得できた 67 団体について、「役職員数」と「支出総額」との関係をみると、相関係数は 0.906 と極めて強い正の相関があることがわかった。また、「役員数」と「支出総額」との相関係数 (0.262) より、「職員数 (役員除く、アルバイト・嘱託職員などの非正規雇用職員含む、以下同様)」と「支出総額」との相関係数 (0.933) の方が高い結果となった。このことより、支出総額との関連において、役員数より職員数の方が強い関係があることがわかった。

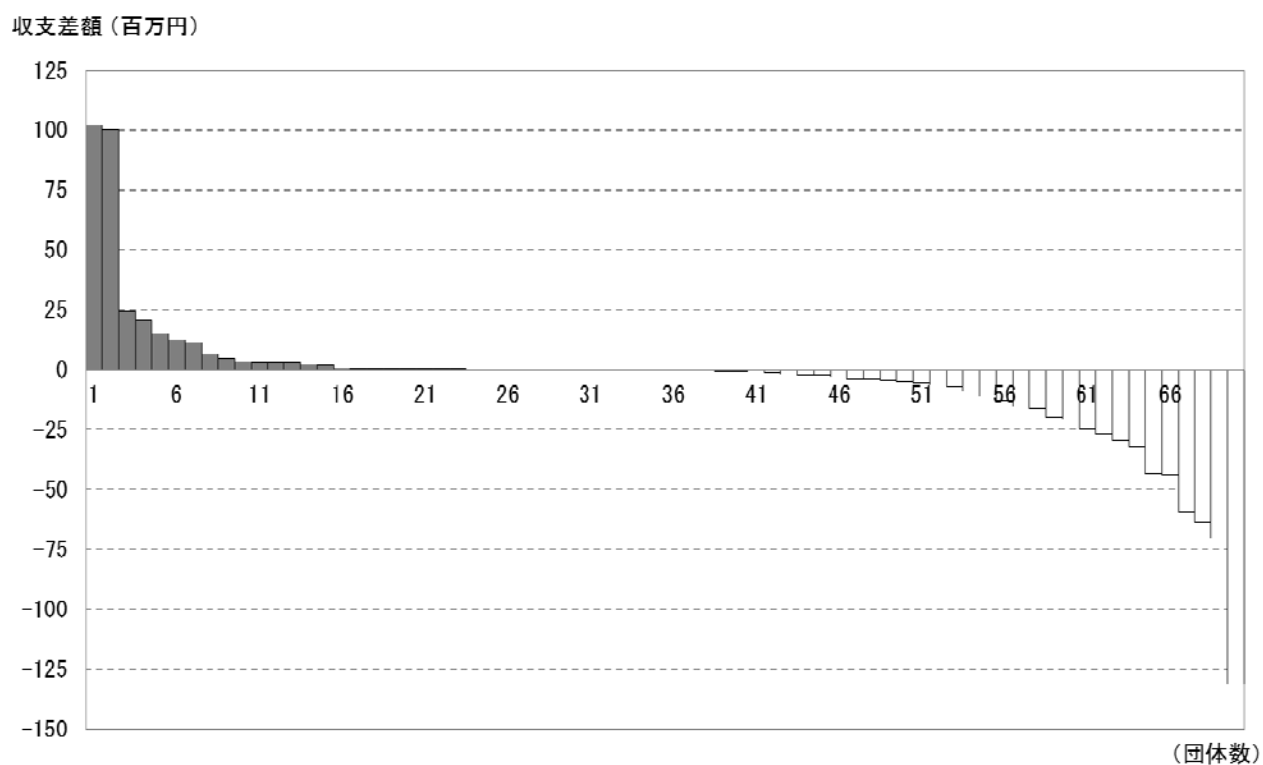
総支出と役職員数との関係については、次の 2 点が推測される。1 点目は、役員数はある程度固定的であり、支出総額によって変動するものではない。2 点目に、支出総額の高い団体は、業務量が多いことが予想されるが、その業務量は役員の増加よりも職員の増加によって多くが担われている。

4-6 収支の状況

本年度の調査では、71 団体の収入合計が 474 億 7,200 万円、支出合計が 489 億 2,800 万円であった。2010 年度の調査においても、72 団体の収入合計が 464 億 5,600 万円、支出合計が 479 億 3,100 万円と支出が上回る傾向にあり、いずれの年度においても支出予算が収入予算を上回っている。図 17 には、各競技団体の収支差額（総収入－総支出）を示している。ただし、収入、支出で最大値となる競技団体は、収支差額についても突出して大きくなる（－10 億 9,000 万円）傾向にあるため、図には示していない。最大値を除いた収支差額の平均は、－520 万円である。また 23 の競技団体が収入超過となっており、そのうち 2 団体は 1 億円を超えるものとなっているが、これらは用途を予め定めた特定資産へ積み立てられている。一方、13 の競技団体の収支差額がゼロであり、35 の競技団体で支出超過となっている（最大値の団体は支出超過に含まれる）。

2010 年度の調査と比較して、収入・支出規模の分布、収支科目の相関関係についても、ほぼ同様の傾向が観察された。調査対象団体が完全には一致しないことや、競技団体の事業活動が景気の変動などの経済環境の影響を受けている可能性に留意しなければならないものの、中央競技団体の予算収支に関して全体的な傾向は変化していないことが示された。また、比較のために記せば、（公財）日本オリンピック委員会、（公財）日本体育協会の 2012 年度事業収入予算は、それぞれ 84 億 1,900 万円、66 億 9,700 万円である。個々の中央競技団体は 1 団体を除き、日本オリンピック委員会、日本体育協会などの統轄団体よりも収入規模は小さいが、全体としては大きな資金の流れを形成しているといえる。

図 17 中央競技団体の収支差額（最大値の団体を除く）



4-7 新公益法人への移行と会計区分

2008 年 12 月に施行された「公益法人制度改革関連三法」による制度改革にあわせて、従来の会計基準が見直され、公益認定に適合した新たな公益法人会計基準（通称；平成 20 年基準）が導入されている。平成 20 年基準の重要な改正事項のひとつに、区分経理による会計表示がある。公益財団法人および公益社団法人の会計は、貸借対照表および正味財産増減計算書の内訳表において、「公益目的事業会計」、「収益目的事業会計」、「法人会計」の 3 つの会計に区分経理することが求められている。それによって、競技団体の公益目的事業、収益目的事業、法人業務に、その予算をどのように配分しているのかを明示的に知ることが可能となっている。本節では扱われていないが、収支科目も会計区分ごとに開示されているため、各収支科目がいずれの事業会計に属するものであるのかについても示されている点から、透明性の高い会計基準となっているといえる。本調査の回答時に、公益認定を受けていた中央競技団体は、公益財団法人が 21 団体、公益社団法人が 17 団体であった。ただし、法令上は新会計基準の適用が義務づけられてはいないため、平成 20 年基準による予算書類を公開している団体は、それぞれ 19 団体、12 団体となっている。

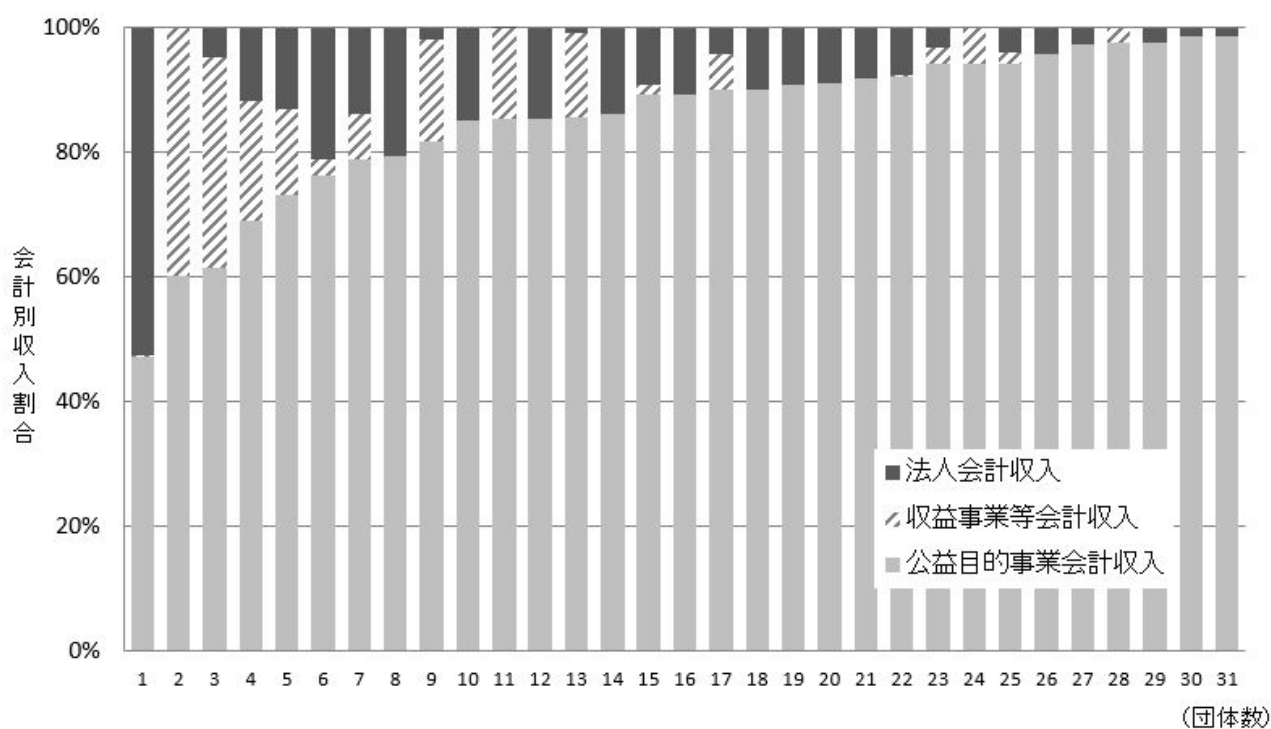
表 15 には、公益財団法人と公益社団法人の 3 会計区分について、収入と支出を示している。公益財団法人の 3 会計の収入と支出の平均をみると、いずれも公益目的事業会計＞収益目的事業会計＞法人会計の順でその額が大きくなっている。そのうち、収益目的事業会計のみで、収入が支出を上回っている。公益社団法人の収入と支出については、公益目的事業会計＞法人会計＞収益目的事業会計の順でその額が大きくなっており、収益目的事業会計で収入が支出を上回っているが、それ以上に法人会計の収支差額の黒字が大きい。これは、社団法人の主たる収入の一つである「社員からの会費」収入が法人会計に計上されているためと思われる。また、公益財団法人と公益社団法人の公益目的事業会計における収入は、それぞれ総収入の 86.1%、86.0%、支出は総支出の 89.0%、88.9%を占めている。

表 15 公益法人の会計区分別収支

		公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計
公益財団法人(19 団体)				
収入	平均値	15億5,624万円	2億643万円	4,492万円
	中央値	5億5,400万円	65万円	3,229万円
	合計	295億6,865万円	39億2,212万円	8億5,355万円
支出	平均値	16億7,383万円	1億1,389万円	9,312万円
	中央値	6億56万円	415万円	4,997万円
	合計	318億269万円	21億6,384万円	17億6,934万円
収支合計		△22億3,403万円	17億5,828万円	△9億1,579万円
公益社団法人(12 団体)				
収入	平均値	1億8,367万円	810万円	2,187万円
	中央値	8,995万円	20万円	870万円
	合計	22億398万円	9,722万円	2億6,243万円
支出	平均値	1億9,261万円	648万円	1,753万円
	中央値	1億2,662万円	16万円	1,367万円
	合計	23億1,128万円	7,781万円	2億1,032万円
収支合計		△1億729万円	1,941万円	5,211万円
公益法人全体(31 団体)				
収入	平均値	10億2,492万円	1億2,966万円	3,600万円
	中央値	3億9,934万円	80万円	1,800万円
	合計	317億7,264万円	40億1,934万円	11億1,598万円
支出	平均値	11億45万円	7,231万円	6,386万円
	中央値	4億4,106万円	42万円	2,905万円
	合計	341億1,397万円	22億4,164万円	19億7,966万円
収支合計		△23億4,133万円	17億7,770万円	△8億6,367万円

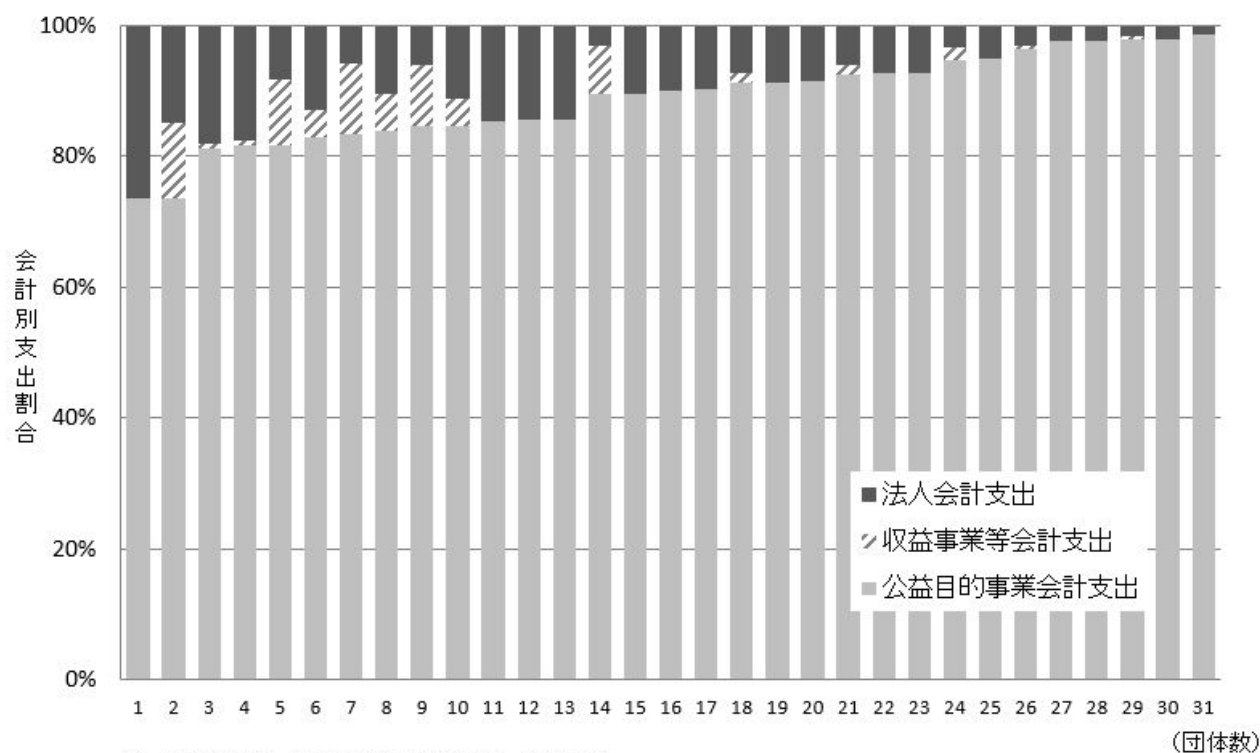
図 18 には、公益法人となっている 31 の中央競技団体ごとの収入合計に占める 3 会計の収入の割合を示している。個々の競技団体を見た場合にも、公益目的事業会計が大きなシェアを占めている傾向にあることがわかる。収入合計に対して、公益目的事業会計収入は平均 85%、収益事業会計収入は平均 6%、法人会計収入は平均 9%を占めている。また、収益事業会計収入については 14 の競技団体がゼロを、法人会計収入は 3 競技団体がゼロを計上している。

図 18 公益法人の収入合計に占める 3 会計の収入割合



同様に、図 19 には、競技団体ごとの支出合計に占める 3 会計の支出の割合を示している。公益目的事業会計が支配的なシェアとなる傾向が、支出の場合にはより顕著に見られる。支出合計に対して、公益目的事業会計支出は平均 89%、収益目的事業会計支出は平均 3%、法人会計支出は平均 8%を占めている。また、収益目的事業会計支出については 14 の競技団体がゼロを計上している。

図 19 公益法人の支出合計に占める 3 会計の支出割合



5 考察

調査結果全体を俯瞰しての所感は、第一に、変化が比較的小さいということである。収支については、予算を分析対象としているので、決算と比べれば変化が小さく、安定的であることは当然といえ、民間企業の経営計画と比較した場合、予算の経年的な変動はかなり小さいものと思われる。民間企業は利益成長を目的として投資を行い、事業拡大を指向する。当然のことながらリスクがある。これに対して、競技団体は競技者の増加や育成強化を目的として、事業の拡大を指向することは民間企業と変わらないが、そのためにリスクを取りに行くかといえ、ないとは言わぬものの、運営方針としては安定を優先する。したがって、変化は少ない。例外として、金額規模の大きい収益事業を実施している団体は予算・決算ともに年度による変化が大きいだろうし、予算と決算の乖離も大きくなるものと思われる。また世界選手権の開催年（とくに開催国であった場合）やオリンピック開催年については強化費や開催費が突出するはずであろう。これらの点については本研究の対象外だが留意すべき点として指摘しておきたい。

財務についてと同様、人員構成についても基本的な構造はほとんど変わらない。変化としては、女性の役員がいない団体の割合が 2010 年調査の 44.3% から今回は 31.0% に低下している。少しではあるが、好ましい方向に動いている。

第二に、とはいえ環境変化が小さいかといえ、そうでもない。近年の大きな変化としては公益法人改革があげられる。移行の期限は 2013 年 11 月末であるので、本調査の時点においては、移行を完了した法人と、移行前の法人とが含まれている。具体的には、旧法の公益法人 63 法人のうち、公益財団ないし社団法人に移行したもの 36、一般財団ないし社団法人 9、未移行 18 であった。

この公益法人改革の一つの成果として、支出について、管理費の割合が減少し、事業費の割合が高くなったことがあげられる。この理由は前記のとおり、これまで管理費に計上されていた人件費の一部が、従事割合に応じて事業費に計上されるようになったことであると考えられる。これは、競技団体が、原価認識を強めたことを意味しているものと思われる。

第三に、予算における不自然な収支均衡が解消されつつある。これは、公益法人の会計規則が変わり、法人の収支を表現するのが収支計算書から正味財産増減計算書に変更されたことを契機とする。この制度改正以前の「不自然な収支均衡」とは、「前年度繰越金＋当期収入」を当期支出と均衡させるというものである。このような予算を組んでいたのは、社団法人が多かった。これは、社団法人は財団法人とは違い財産の蓄積を意図しなかったためである。またしたがって、前年度繰越金の多い社団法人は、支出予算が実態と大きく乖離することとなっていた。また財団法人の中にも、このような収支均衡予算を組む例が少なからず見られた。

現在の会計規則では、収支差額は正味財産の増減に反映される。換言すれば、繰越

収支差額という概念・表記がなく、また社団法人にも正味「財産」という概念が適用される。このため各団体の予算は現実的なものになってきたといえることができるだろう。ただし、公益財団・社団法人が実施する公益目的事業については、上に述べた「繰越金を含む収支均衡」予算が求められる。公益目的事業の赤字を収益事業で補填するという財務構造になっていればこのような問題は発生しないが、公益目的事業が黒字だとこのような問題が生じる。事例は少ないものと思われるが、適正な予算を作成・開示するという観点からは、望ましいことではない。

第四に、今回の調査では評議員を取り上げた。公益法人改革によって、財団法人は評議員会を置くこととなった。旧法では、財団法人が評議員会を設置することは必須ではないが、監督官庁の指導により評議員会は例外なく設置されていた。ただし、その権限はあまり強いものではなかった。これに対して、新法の財団法人の評議員会は、役員任免権を有するので、権限は強化されたといえることができるだろう。

この調査で取り上げている「評議員(会)を置く団体」は 34 である。これらの団体の中には、公益財団に移行した法人、一般財団に移行した法人、移行前の財団法人の他に、財団法人以外の法人格を有する 2 団体が含まれている。社団法人（旧法、新法）、NPO 法人あるいは任意団体に評議員会を設置する例は稀に見られる。このような、さまざまな法人格の団体に設置された評議員会は、団体の法人格によって性格が異なるので、全体として論じることにはあまり意味がないのかもしれないが、際立つ特徴として、その構成員数が多いことがあげられる。

本調査に協力していただいた団体数は 71 であり、理事総数は 1,274 人である。これに対して、評議員数は 34 団体で 1,476 人にのぼる。34 団体中 23 団体において、評議員数は 40 人以上である。比較のために言えば、71 団体の中で、役員数が 40 人を超える団体はない。正規雇用者数が 40 人を超える団体は、71 団体中 1 団体である。おそらく、いくつかの類型にわかれる財団法人において、職位として最も人数が多いのは、評議員なのである。

では評議員は組織運営においてどのような役割を果たすのか。あるいは新公益法人への移行に伴い、その位置付けが（制度上は当然として、併せて実態的に）どう変わったのか。このような役割・位置付けの変化は、評議員選定の実態的な基準や慣行に反映され、また評議員自身がこの変化を自認しているのか。本調査では、これにこたえるための資料は生まれていない。今後の課題としたいと考える。

最後に気にとめておきたいのは、一般財団ないし社団法人という名称の問題である。というのは、これらの団体にも公益性が当然あると考えるからである。新法人への移行に際し、各団体が「公益」のつく財団・社団法人を選択する理由は、おそらく税制上の優遇であろう。一方、「公益」を選択することには、追加的な事務負担を伴う。このため、「公益」を選択することで税務上のメリットがある法人は、一定の事務量を認識したうえで「公益」を選択するだろうが、このメリットがない、あるいは少ない法

人、事務負担を回避したい法人は、これを選択しないものと思われる。換言すれば、公益か一般かという選択は、「活動・事業内容が公益的かどうか」以外の観点で行われる。結果として、公益的な活動・事業を実施している団体であっても「一般」の語が冠されることとなる。

「一般」に属するスポーツの全国団体以外の法人が概ね公益的なものであるならそれでも良いかもしれないが、実際には、公益性のない（もちろん反公益的という意味ではないし反社会的でもない。文字どおり一般的な）法人も多い。このため、「一般」への移行を選択した法人は、公益的でないという認識ないし印象を持たれる、与えるという、いわばリスクを抱えるのではないか。あくまで語感による私見ではあるが、一般財団ないし社団法人より、特定非営利活動法人のほうが名称として公益的な印象を持たれやすいようにも思えるのである。そしてより大きな懸念は、「一般」法人自身の、公益に関する自意識の後退である。もちろんこの問題はスポーツ団体に限らない。問題の根源は、公益性を追求するかどうかという理念にかかわる語を、税制上の判断・制度に持ち込んでしまっているというところにあるのだろう。呼称の適切性が気になるところである。

最後に、日本の中央競技団体について 2 回目の悉皆的な調査を実施することができたことについて、ご協力いただいた各団体に、心より御礼申し上げます。

付録－調査票

中央競技団体现況調査 2012

－登録競技者・審判員/指導者資格・団体スタッフ数・財務状況調査－

2012 年 10 月

貴団体およびご回答者についてお答えください。

- 1) 法人格 (選択) 1. 公益社団法人 2. 公益財団法人 3. 一般社団法人
4. 一般財団法人 5. 特定非営利活動法人 6. 任意団体
- 2) 団体名 []
- 3) 担当部署名 []
- 4) ご回答者名 []
- 5) 電話番号 []
- 6) E-mail []

本紙を下記住所宛に郵送でお送りください。

(締切日：2012 年 11 月 30 日 (金))

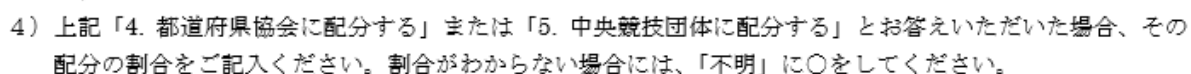
調査についてご不明な点は、電話または E-mail でお問い合わせください。

お問い合わせ・送付先

〒107-6011 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 11F
笹川スポーツ財団 担当：吉田・藤原・渋谷
TEL 03-5545-3303 FAX 03-5545-3305 E-mail data@ssf.or.jp

【 a 】

【 b 】



「5. 中央競技団体に配分する」割合	中央	割	都道府県	割	不明
--------------------	----	---	------	---	----

問5. 貴団体には、当該種目の審判員を養成・認定する資格制度がありますか。

【問5で審判員資格制度が「ある」とお答えの団体におたずねします】

問7. 貴団体の最新の審判員数をお答えください。

- 1) 種類別の審判員数を把握できる資料があればお送りください。

問 8. 貴団体には、日本体育協会公認指導者制度の他に、当該種目の指導者を養成・認定する資格制度はあり
ますか。

1. ある ⇒問9へ 2. ない ⇒IV. 問11へ

【問 8 で指導者資格制度が「ある」とお答えの団体におたずねします】

問 9. 貴団体が独自に認定する指導者資格の種類をお答えください。

種類

問 10. 貴団体の最新の指導者数をお答えください。

人 (年 月 日現在)

- 1) 種類別の指導者数を把握できる資料があればお送りください。

IV. 団体の運営スタッフに関する調査

問 11. 貴団体の人員構成についてお答えください。

雇用形態	男性 (人)	女性 (人)	雇用形態	男性 (人)	女性 (人)
1. 理事 (常勤※)			2. 理事 (非常勤)		
3. 監事			4. 評議員		
5. 正規雇用者			6. 契約／嘱託職員		
7. 出向			8. 派遣職員		
9. アルバイト			10. インターン		
11. その他 ()					
合 計					

※常勤理事は、フルタイムの勤務者に限らず、一定の頻度で団体の事務所に出勤し、執務を行う方をさします。

V. 団体の財務状況に関する調査

- 1) 貴団体の 2012 年度および 2011 年度の収支予算書をお送りください。
- 2) 収支予算書に加え、新公益法人会計基準における収支予算書内訳表 (①公益目的事業会計 ②収益事業等会計 ③法人会計が区分されているもの) があれば、併せてお送りください。可能であれば、Microsoft Word もしくは Excel の電子ファイルを E-mail に添付してください。

以上で調査は終わりです。
ご回答ありがとうございました。

中央競技団体现況調査 報告書

2013 年 3 月 発行

発行者 公益財団法人 笹川スポーツ財団

〒107-6011 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 11F

TEL 03-5545-3303 FAX 03-5545-3305

E-mail info@ssf.or.jp URL <http://www.ssf.or.jp/>

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本書が出典であることを明記してください。

本事業は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて実施しました。